

令和 7 年度 仕様書

工事名称 川越市立名細小学校トイレ改修工事

工事場所 川越市大字小堤 2 1 4 番地

【工事の概要】

川越市立名細小学校校舎棟のトイレを改修する工事である。

構造・規模

普通教室棟 R C 造

地上 3 階建て

- | | | |
|---|--------|----|
| 1 | 建築工事 | 一式 |
| 2 | 電気設備工事 | 一式 |
| 3 | 機械設備工事 | 一式 |

本工事は、「週休 2 日制適用工事（現場閉所型）」である。

[illegible]

[illegible]

普通教室棟【北校舎（中央）】

[illegible]

[illegible][illegible]

川越市立名細小学校トイレ改修工事

図 面 リ ス ト

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A－０１	特記仕様書(改修その１)	E－０１	【北校舎】照明設備図(改修前)
A－０２	特記仕様書(改修その２)	E－０２	【北校舎】照明設備図(改修後)
A－０３	案内図・配置図(仮設計画図)	M－０１	機械設備 特記仕様書
A－０４	１階平面図 (仮設計画図)	M－０２	給排水・衛生設備 １階平面図
A－０５	２階平面図 (仮設計画図)	M－０３	給排水・衛生設備 ２階平面図
A－０６	３階平面図 (仮設計画図)	M－０４	給排水・衛生設備 ３階平面図
A－０７	【北校舎(中央、東)】１-３階平面詳細図・展開図(改修前)	M－０５	給排水・衛生設備 器具表(改修後)
A－０８	【北校舎(中央)】１-３階平面詳細図・展開図(改修後)	M－０６	【北校舎】トイレＰＳ給排水系統図(改修後)
A－０９	【北校舎(東)】１-３階平面詳細図・展開図(改修後)	M－０７	【北校舎(中央)】１～３階平面詳細図(改修後)
A－１０	【北校舎(中央、東)】矩計図(改修前・後)	M－０８	【北校舎(東)】１～３階平面詳細図(改修後)
A－１１	天井伏図【北校舎(中央、東)】(改修前・後)	M－０９	【北校舎】換気設備図(改修後)
A－１２	詳細図【北校舎(中央、東)】(改修前・後)	M－１０	給排水・衛生設備 器具表(改修前)
A－１３	建具表１【北校舎(中央、東)】(改修前・後)	M－１１	【北校舎】トイレＰＳ給排水系統図(改修前)
A－１４	建具表２【北校舎(中央、東)】(TB改修前)	M－１２	【北校舎(中央)】１～３階平面詳細図(改修前)
A－１５	建具表３【北校舎(中央、東)】(TB改修後)	M－１３	【北校舎(東)】１～３階平面詳細図(改修前)
		M－１４	【北校舎】換気設備図(改修前)

川越市立名細小学校トイレ改修工事

<工事概要>

1. 工事名称	川越市立名細小学校トイレ改修工事		
2. 工事場所	川越市大字小堤 2 1 4 番地		
3. 工事概要	本工事は、川越市立名細小学校のトイレ改修工事である。 1. 【北校舎（中央）、北校舎（東）】普通教室棟 コンクリート造 地上 3 階建て I 建築工事 Ⅱ 電気設備工事 Ⅲ 機械設備工事 一式 一式 一式		

<建築改修工事仕様 特記仕様等>

Ⅰ. 共通仕様	
・本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版」による。なお、電気及び機械設備改修工事は別記特記仕様書による。	
Ⅱ. 特記仕様	
1. 一 般 共 通 事 項	
1) 優先順位	・設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は、原則として次の（i）から（iv）までの順番のとおりとする。 （i）質問回答書、（ii）特記仕様書（図面内の特記事項を含む）、（iii）設計図、（iv）標準仕様書
2) 火災保険等	・種類：建設工事保険等 期間：工事完成期日後 1 4 日を含む期間 ・受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
3) 工事実績情報	・工事実績情報システム「CORINS」により、受注登録、竣工登録等を行うこと。また、登録内容確認書を提出すること。
4) 疑義等	・設計図書の相違、誤びゅう又は明記なき場合等疑義が生じたときは、監督員と協議し指示を受けること。また、現場の納まり、取り合い等の関係で寸法、位置。材料の仕様又は工法等において軽微な変更が必要なときも、監督員と協議し指示を受けること。
5) 工事写真	・工事写真は、施工前・施工中の各工程毎に重要な箇所、施工後では確認困難となる箇所、及び完成後の状況を、必要事項を記入した黒板、スケール等をあてて撮影のこと。写真はE版程度とし、A 4 ファイルに整理し 1 部提出、または以下による。 ・本工事は「川越市工事書類（写真）電子納品運用取扱基準」の対象工事である。実施の可否については、工事着手前に監督員と協議すること。取扱基準は、川越市総務部技術管理課ホームページで確認すること。
6) 発生材処理	・現場発生材は、受注者の責任において全て場外搬出とし、関係法令に従い適切に処理すること。 ・工事着手前に、収集運搬業許可証（写）、処分業許可証（写）、収集・運搬・処理委託契約書（写）等を添付した廃材処分計画書を作成し、提出すること。 ・最終処分終了後は、監督員に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提示すること。（電子マニフェストは除く。また、工期内に処理先の事情等により提示できない場合は、届き次第提示のこと。） ・建設副産物情報交換システム「コプリス・プラス」により、登録を行うこと。また、再生資源利用（促進）計画書等を提出すること。 ・「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を工事現場の見やすい場所に掲示する。
7) 環境保全等	・建設機械は、原則として排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。
8) 施工体制台帳 ・施工体系図	・工事を施工するために下請負契約を締結したときは、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。また、各下請負人の施工分担関係を明示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所に掲げるとともに監督員に提出すること。
9) 完成図等	・完成図（発注図と同程度）及び施工図（作成した場合に限る）等を提出する。元データとPDFデータを提出すること。 ※ 作成した図面の内、電子納品できるものについては、CD-Rにて 1 部提出のこと。 ※ 図面データは元データの形式及びPDF形式にて提出すること。
10) 石綿含有建材の事前調査	・石綿含有建材の事前調査を行うこと。工事着手に先立ち、目視及び賃与する設計図書等により石綿含有している吹付材、成形板建築材料等の使用の有無について調査し、監督員に報告する。併せて石綿事前調査結果報告システムにて報告手続きを行う。
11) 週休 2 日制適用工事	・本工事は「週休 2 日制適用工事（現場閉所型）」の対象工事である。実施は、川越市週休 2 日制適用工事要領（令和 6 年 1 1 月 1 日施行）によるものとする。要領は、川越市総務部技術管理課ホームページで確認のこと。
12) その他	・工事中は事故の無いように十分留意し、災害防止には万全の策を講じること。また、工事車両は敷地内において徐行を行い交通事故防止に万全を期すこと。 ・工事中に使用する範囲は必要に応じて養生を行うこと。使用した範囲は清掃を行い現況復旧のこと。また、工事による汚損箇所については修復すること。 ・工事期間中の敷地内は、通常の学校運営のほか行事、学校開放等による施設の利用があるため、学校運営等に支障が生じないように学校管理者及び監督員と十分協議した上で施工すること。学校行事のスケジュール等は学校管理者に確認すること。 ・施工の着手前に、必要に応じて施工計画書、施工図及び承諾書等を提出の上、監督員の承諾を受けること。なお、施工計画書等の作成は、監督員と協議の上、指示を受けること。 ・工事名及び工事内容を記した工事看板（内容及び設置場所について監督員と協議したもの）を設置すること。 ・本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 ・中間検査を実施する。（※請負金額 1 億円未満原則 1 回、請負金額 1 億円以上原則 2 回） ・給食配送車等の通行に支障が生じないように注意すること。

- ・授業等に支障をきたす騒音、振動等が伴う作業は授業時間内は控えること。
- ・普通教室棟【北校舎(中央)】トイレについては、他のトイレに先行して施工、完成するよう計画すること。
- ・普通教室棟【北校舎(東)】トイレについては、普通教室棟【北校舎(中央)】トイレの仮使用が可能な状態となったのち、着手すること。
- ・生徒の登校時間帯の資材搬出入及び職人等の車の出入は原則禁止とする。
- ・工事目的物が完成した場合は、引渡しまでの期間について工事目的物の使用を予定している。手続きは約款による。
- ・工事で避難施設等に支障が生じる場合は、管轄の消防署に届け出をおこなうこと。

2. 仮 設 工 事

- ・仮囲い等
- ・外部足場等
- ・内部足場
- ・工事用水等
- ・交通誘導員
- ・仮設間仕切り
- ・既存部分の養生
- ・外部作業範囲はカラーコーン等で随時区画し、安全に配慮すること。資材置場はバリケード（H1,800）にて区画すること。
- ・外部足場は、枠組足場（W=900）もしくはくさび緊結式足場とし手すり先行方式とする。また、ネット状養生シートを取り付ける。
- ・足場の設置においては、「手すり先行工法による組立て等に関する基準」における（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うものとする。
- ・外壁等の仕上塗材は、石綿含有仕上塗材である。このため、足場の壁つなぎ、アンカー打ち等を行う場合は、HEPAフィルター集じん器付工具等を使用し、発生材は石綿含有産業廃棄物として適切に処分すること。
- ・脚立足場程度
- ・仮設電気・水道は既存の施設を利用できる（有償）。なお、既存の施設を利用する場合は、受注者が仮設メーターを設置し検針を行い、後日指示値に基づき清算すること。（※学校運営に支障がないこと）
- ・必要に応じ搬入路付近に交通誘導員を配置する。
- ・仮設間仕切り（B種）及び仮設扉（鍵付きフラッシュ木製開き戸程度）を設置すること。
※ 仮設間仕切り撤去後は、必要に応じて留め付け箇所の補修を行うこと。
※ 仮設間仕切りの設置範囲に、火災報知器又は、屋内消火栓があるか確認し、有る場合は消防署と協議し適切に対応する。
- ・工事の搬出入経路等となる図示箇所の床について、ビニルシート養生等適切な方法で養生を行う。養生撤去後は清掃を行うこと。

3. 防 水 改 修 工 事

- ・シーリング : ライニング壁 MS－2
: ポストフォーム廻り SR－1

4. 建 具 改 修 工 事

- ・トイレブース : 既存トイレブース撤去の上、メラミン化粧合板仕様トイレブース（巾木タイプ）新設。扉は指はさみ防止機能付き。
※紙巻器等設置箇所は、器具のメーカー仕様に基づき下地補強を行うこと。
- ・内部建具 : <出入口> 建具表による、 建具用金物(マスターキー)は制作しない
: <ガラス> 強化ガラス(留め材:シーリング材)
: <PS点検口> スチール製

5. 内 装 改 修 工 事

- ・改修範囲 : 既存床、既存壁、天井の撤去に伴う取合う天井、壁、床の改修範囲とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う。
及び下地補修
- ・床 : <既存トイレ床> 既存タイルの上、モルタル塗り金コテ押さえ ビニル床シートt=2.0（防滑・防汚性）貼仕上とする。

※ 床シート接着剤はエポキシ又はウレタン樹脂系とする。
: 便器撤去開口部は、差筋アンカー（D13 SD295）配筋の上、普通コンクリート（設計基準強度Fc21N／mm2スランプS＝18cm）打設とする。
: 既存床下点検口を撤去新設（SUS製、4点ボルト固定、防臭防水）
- ・壁 : <既存トイレタイル壁> 既存タイル撤去部はモルタル塗りのうえ、EP-G塗装仕上げを行う。
: <新設ライニング壁> 軽量鉄骨壁下地65形、耐水合板t=12（2級・特類）、化粧けい酸カルシウム板t=6 仕上とする。
出隅はアルミ製ジョイナー材を使用する。
（共通事項）※LGS壁面に手摺・衛生器具等が取り付く場合は、器具のメーカー仕様に基づき下地補強を行うこと。
- ・天井 : トイレの天井下地・仕上（石綿含有）共に撤去し、軽量鉄骨天井下地19形新設
（北校舎（中央、東）：インサートは引張試験で強度確認の上、既存再利用とする。※試験箇所は系統ごと、各階1箇所とする。）化粧石膏吸音ボードt=9.5貼り、塩ビ製廻縁とする。
天井点検口（アルミ額縁タイプ）450角を各階男女便所に設置する。
- ・石膏ボードその他のボード及び合板張り
せっこうボード製品
・せっこうボード 12.5（不燃）
・シージングせっこうボード 12.5（不燃） ※ 継目処理及び突付け貼り
・化粧せっこうボード（トラバーチン模様） 9.5（準不燃）
その他ボード
・アクリル樹脂系塗装けい酸カルシウム板 6.0 ※ シーリング処理

	株式会社みどり 設計一級建築士事務所 さいたま市北区吉野町二丁目226-1 埼玉県知事登録(2) 第11207号 管理建築士: 一級建築士第172111号 下田 徹	特記		工事名称	川越市立名細小学校トイレ改修工事		No. A-01
				図面名称	特記仕様書(改修その1)	縮尺	

6. 塗 装 改 修 工 事

- ・ 下地調整
- 塗替えＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲は、特記による。
- ・ 木部
- ・ 鉄鋼面
- ・ モルタル、せっこうプラスター面
- ・ せっこうボード、その他ボード面

- ・ 塗装
- ・ 合成樹脂調合ペイント塗り （SOP）
- ・ つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（EP-G）
- ・ せっこうボード、その他ボード面

7. そ の 他 工 事

- ・ ピクトグラム
- ・ 普通教室棟【北校舎(中央)】トイレの出入口にピクトグラム（アクリル製・200×200）を新設する。

8. 環境配慮改修

- ・ 石綿含有建材の除去
- 1）一般事項
- ・ 石綿を重量で0.1%を超えて含有する石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板及び石綿含有仕上塗材の除去工事に適用する。
- ・ 大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、建設リサイクル法その他関係法令を遵守する。
- ・ その他の一般事項は、改修標準仕様書 9.1.2 による。
- 2）除去工事の共通事項
- ・ 施工計画書を作成し、監督員に提出して承諾を得た後に施工する。
- ・ 除去作業者に石綿含有建材等の使用部分を明確に示すため、除去等を行う石綿含有建材の使用部位にマーキング等を行う。
- ・ その他の除去工事の共通事項は、改修標準仕様書 9.1.2 による。
- 3）石綿含有成形板の除去
- ・ 除去を行う石綿含有成形板の材料名及び処理範囲は表 1 による。
- ・ 石綿含有成形板等の除去は、石綿則に基づき、原形のまま、手ばらしで行い、作業場の区画は次による。ただし、原形のまま取り外すことが技術上著しく困難な場合は、監督員と協議する。
- (1) 石綿含有成形板の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため隔離養生（負圧不要）を行う。窓、換気口等の開口部は目張り等を行い、出入口はプラスチックシート（70.08mm）等を垂らす。床面もプラスチックシート（70.15mm、二重）等で養生する。
- (2) 石綿含有成形板の除去作業を行う施工区画は、当該関係者以外立入禁止とする。
- ・ 工法は、改修標準仕様書 9.1.5(2)による。
- ・ 除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分は、改修標準仕様書 9.1.5(3)による。
- ・ 確認及び後片付けは、改修標準仕様書 9.1.5(4)による。
- 4）石綿粉じん濃度の測定
- ・ 石綿含有成形板の除去に伴い石綿粉じん濃度を測定し報告書を提出する。測定時期、測定場所及び測定数は、表 2 による。
- ・ 石綿粉じん濃度の測定は、JIS K 3850-1：2006（空気中の繊維状粒子測定方法）、「アスベストモニタリングマニュアル（第 4.1版、環境省水・大気環境局大気環境課）」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学部室対策課、環境省水・大気環境局大気環境課」等を参考に実施する。
- ・ 測定は、受注者が自ら契約する測定機関が行うものとし、測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。
- ・ 石綿粉じん濃度測定における計数分析は、第1号登録の第1種作業環境測定士が行うものとする。
- ・ 測定方法は、主として位相差顕微鏡による繊維状粒子数を計数する方法（PCM法）とし、J I S K 3850-1：2006等を参考に測定する。なお、サンプリング条件は表3による。

表 1 石綿含有建材の材料名及び処理範囲

種 類	材 料 名	厚 さ	使 用 箇 所	処 理 を 行 う 範 囲
石綿含有成形板	フレキシブルボード	t＝5	天井（特別教室棟、普通教室棟）	図示による。
石綿含有建材	アスファルト防水	—	床（特別教室棟、普通教室棟）	図示による。

測定名称	適 用		測 定 時 期	測 定 場 所	測 定 数	備 考
	成形板	仕上塗材				
測定1	×	×	処理作業前	処理作業室内		
測定2	×	×		敷地境界又は建物周辺		
測定3	×	×		処理作業室内		
測定4	×	×	処理作業中	セキュリティゾーン入口		
測定5	×	×		集じん・排気装置排出口		
測定6	×	×		敷地境界又は建物周辺		
測定7	○		処理作業後 （隔離シート除去前）	処理作業室内	1 箇所/室	レベル3
		×				
測定8	×	×		敷地境界又は建物周辺		
測定9	×	×	処理作業後 （隔離シート除去前）	敷地境界又は建物周辺		

【注意事項】

- ・ 摘要欄「○」項目を測定する。
- ・ 測定場所は監督員の指示による。
- ・ 作業中の測定は、原則として石綿含有建材除去作業初日に行う。また、作業期間 1 週間毎に 1 回測定する。

表3 石綿粉じん濃度測定のスランプリング条件

サンプリング条件	A	B	C
測定名称（該当測定）	測定 3 ※	測定1、3※、4、5、7	測定2、6、8、9
メッシュフィルターの直径	25mm	25mm	47mm
試料の吸引流量	1 L／min	5 L／min	10 L／min
試料の吸引時間	5 min	120 min	240 min

※ 測定 3 は、石綿含有仕上塗材の除去を剥離剤併用手工具ケレン工法又は集じん機付きディスクグラインダーケレン工法で行う場合で、かつ 1 区画の 1 日の作業量が 3 時間を超える場合に、サンプル条件 B とする。



株式会社みどり 設計一級建築士事務所

さいたま市北区吉野町二丁目226-1 埼玉県知事登録(2)第11207号
管理建築士：一級建築士第172111号 下田 徹

特記

工事名称

川越市立名細小学校トイレ改修工事

No.

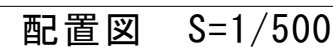
図面名称

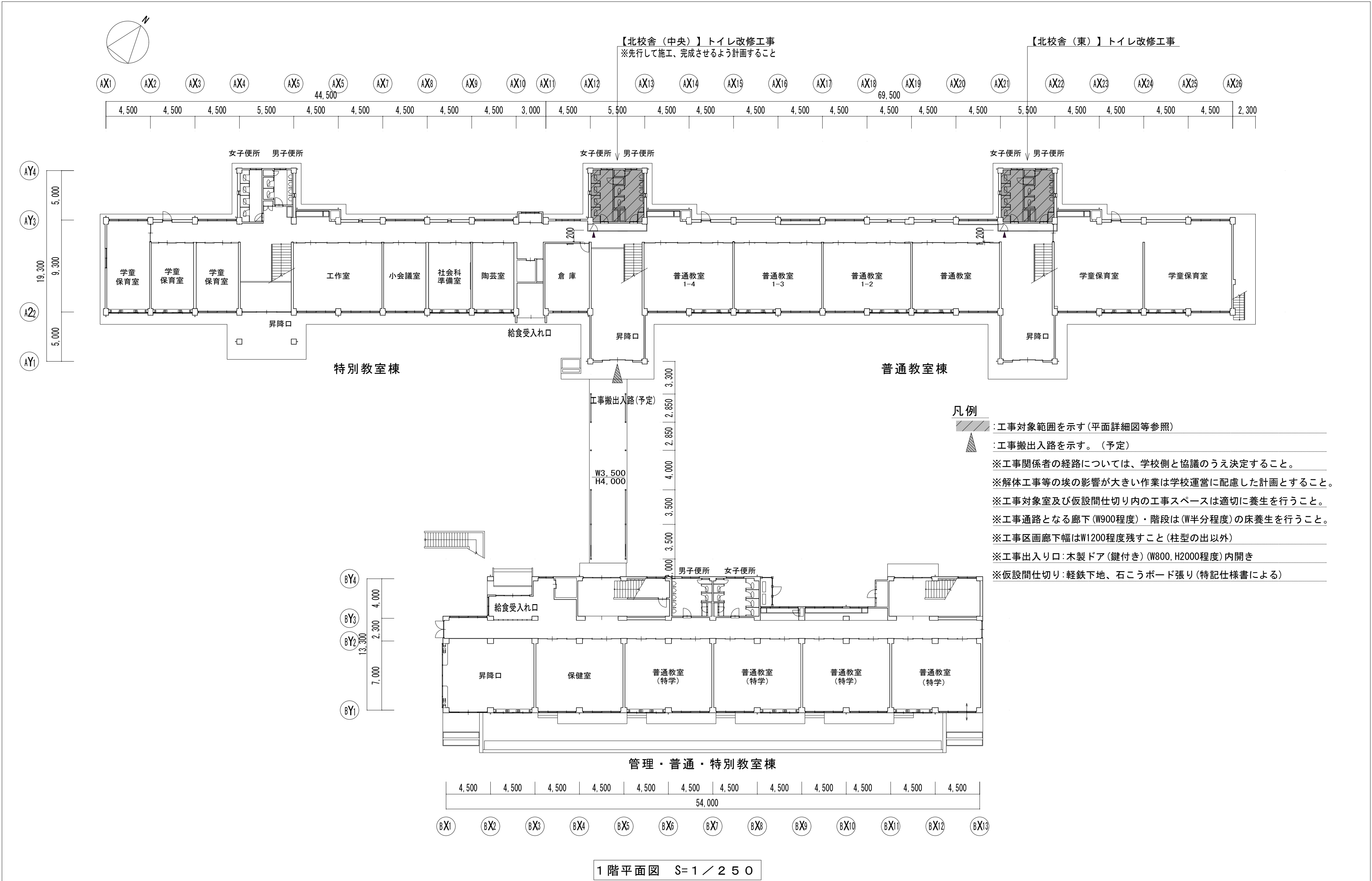
特記仕様書(改修その2)

縮尺

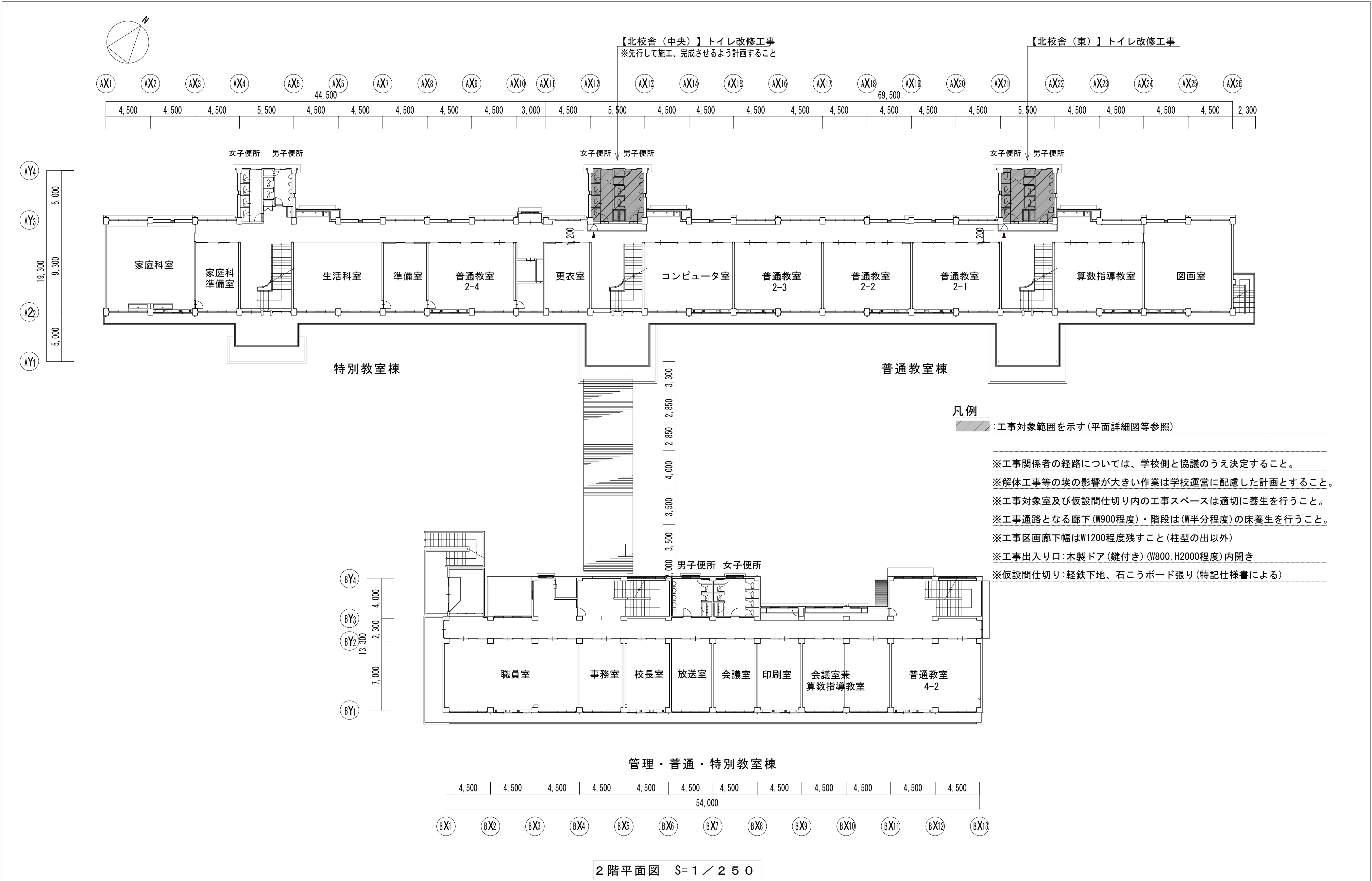
A-02

埼玉県川越市大字小堤214番地





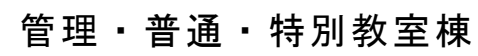
 株式会社みどり 設計一級建築士事務所 さいたま市北区吉野町二丁目226-1 埼玉県知事登録(2)第11207号 管理建築士: 一級建築士第172111号 下田 徹	特 記	作 図	工事名称	川越市立名細小学校トイレ改修工事		No. A-04
			図面名称	1階平面図(仮設計画図)	縮 尺 1/250	



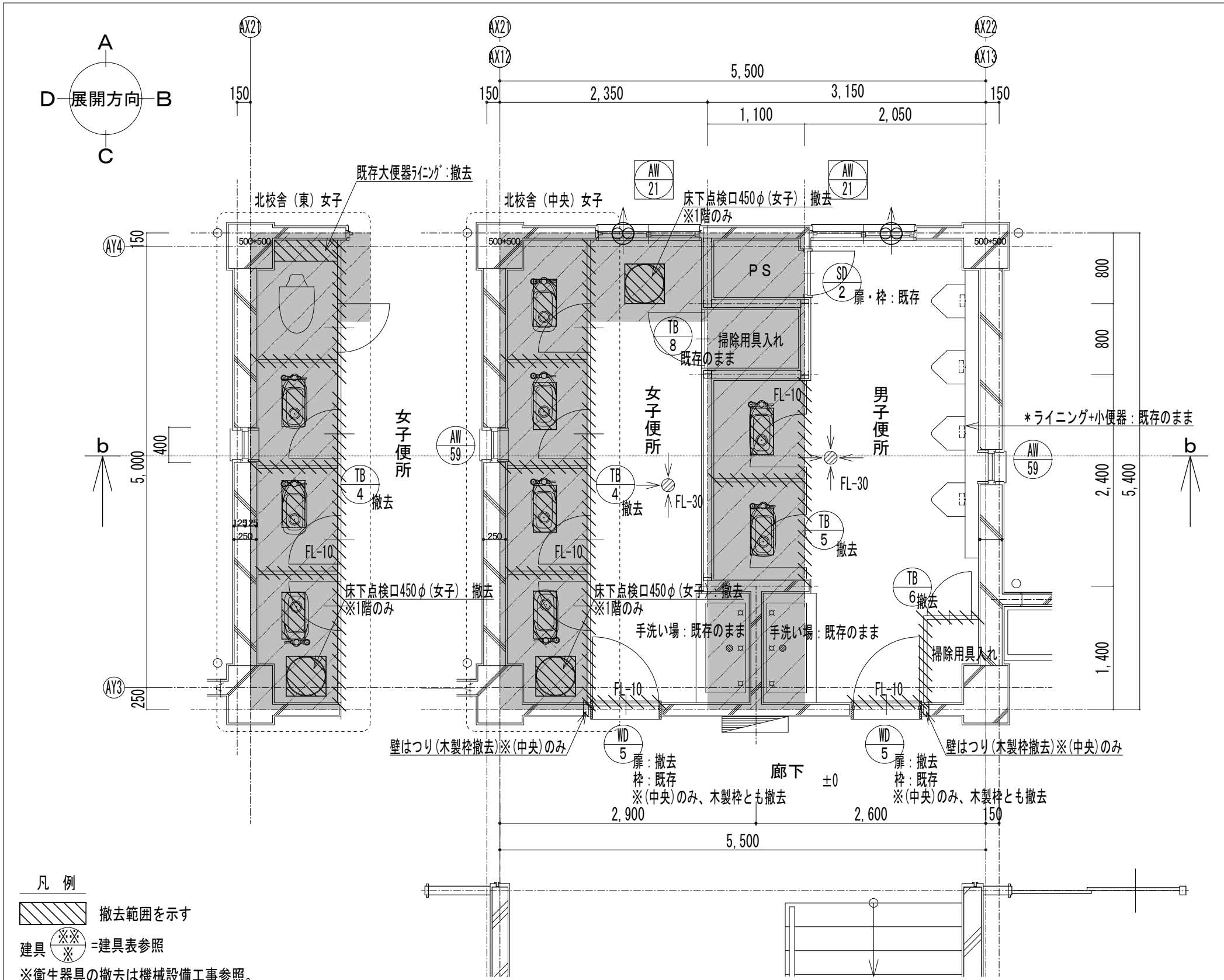


 :工事対象範囲を示す(平面詳細図等参照)

※仮設間仕切り：軽鉄下地、石こうボード張り（特記仕様書による）



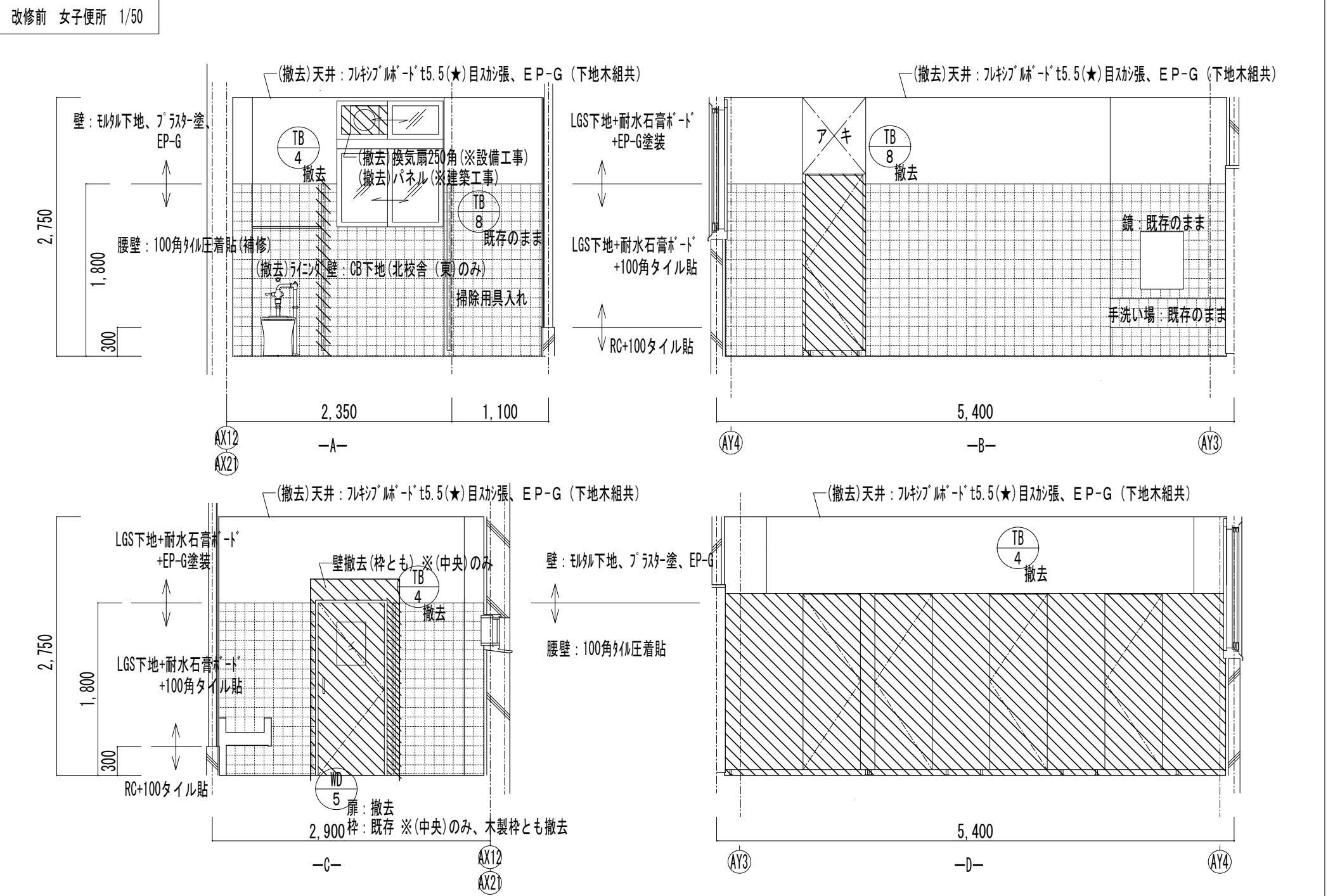
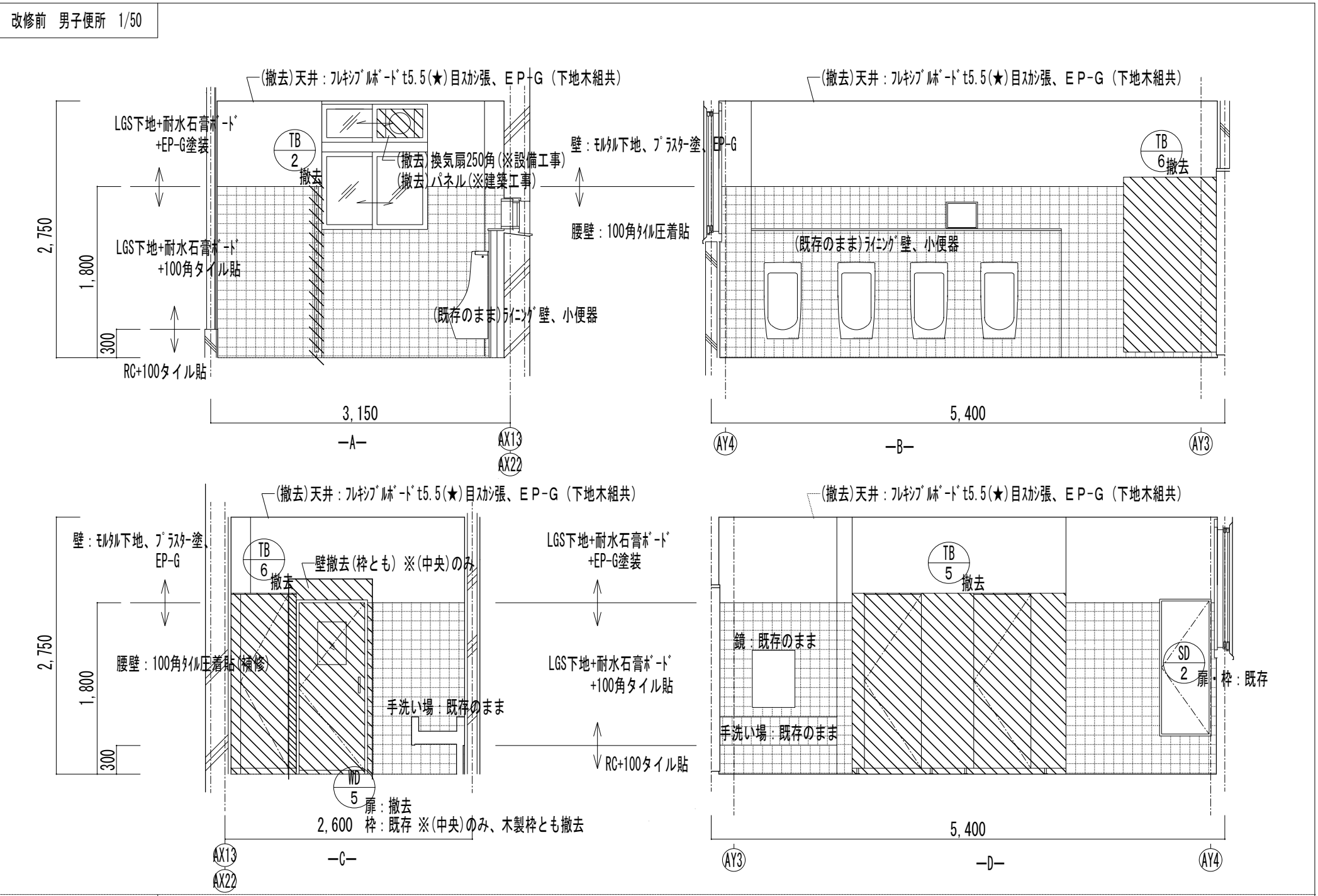
3 階平面図 S=1 / 2 5 0

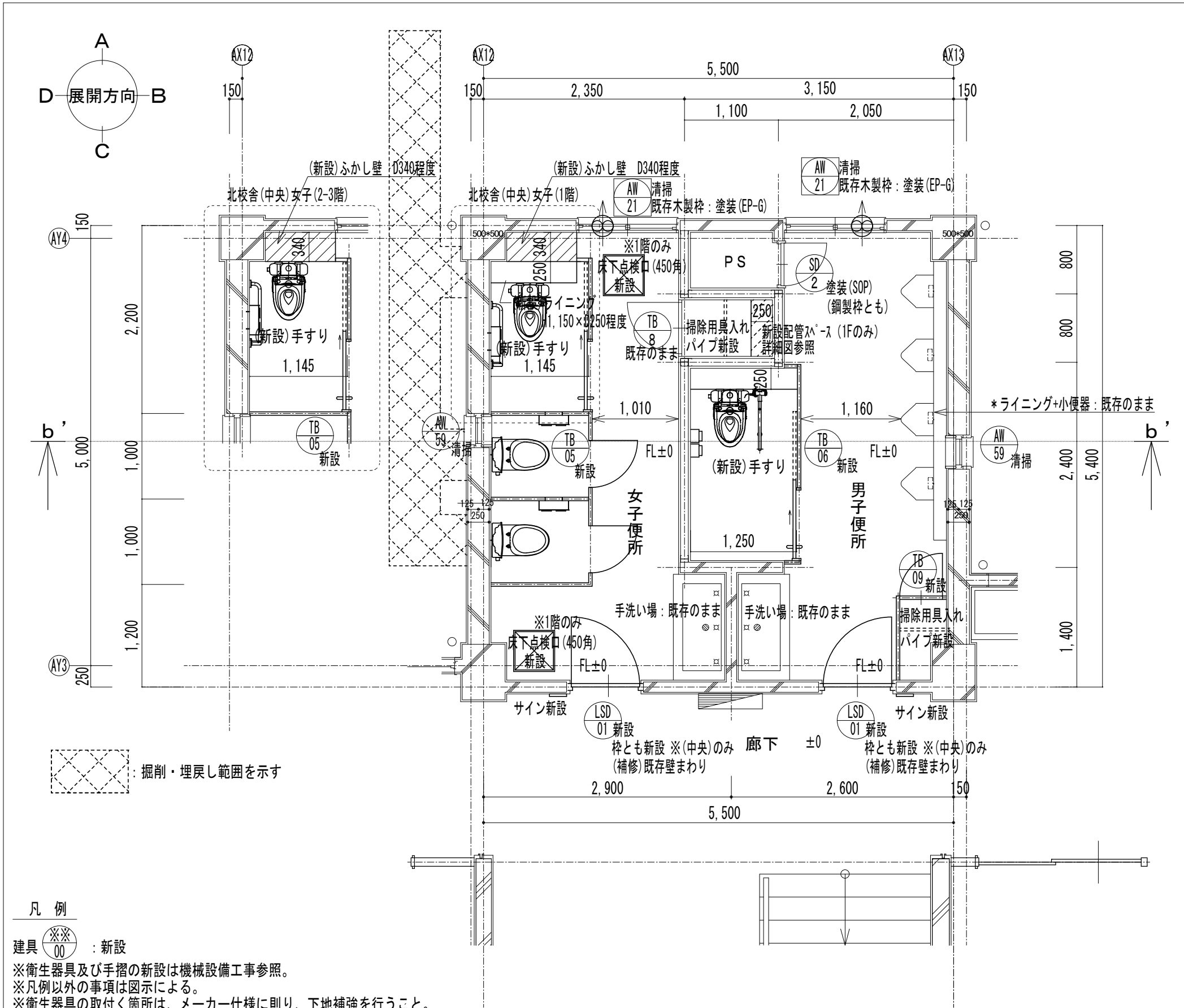


凡 例
撤去範囲を示す
建具※=建具表参照
※衛生器具の撤去は機械設備工事参照。
※凡例以外の事項は図示による。
床撤去(和便)及び(器具)：詳細図参照(和風便器、床排水金具、床上掃除口撤去部)
床改修：モルタル塗り金コテ押さえ、ビニル床シート貼仕上げ(床現況仕様は床撤去詳細図による) ※施工範囲は室内全域
壁補修：壁仕上撤去 カッター入、陶器質タイル撤去(下地モルタル共) ※各階0.06m程度
P S扉：塗替え(枠とも)
トイレブース撤去：木製 H=1,900
床下点検口撤去：φ450、カッター入れ、周囲はつり撤去(仕上、下地、躯体) ※床撤去仕様は床撤去(和便)参照
手摺撤去：－
ライニング撤去：－

1～3階平面詳細図(改修前) S=1：50

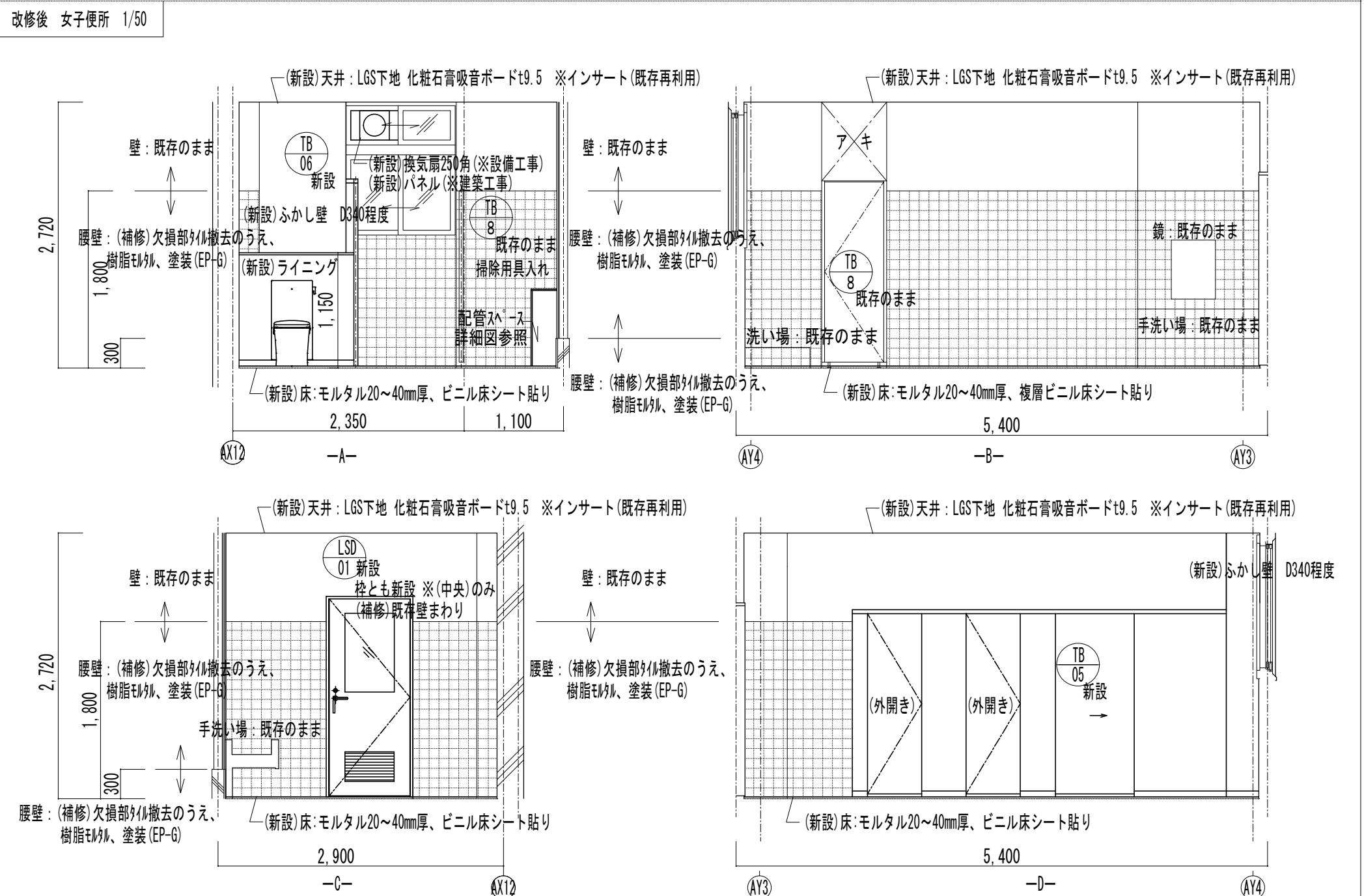
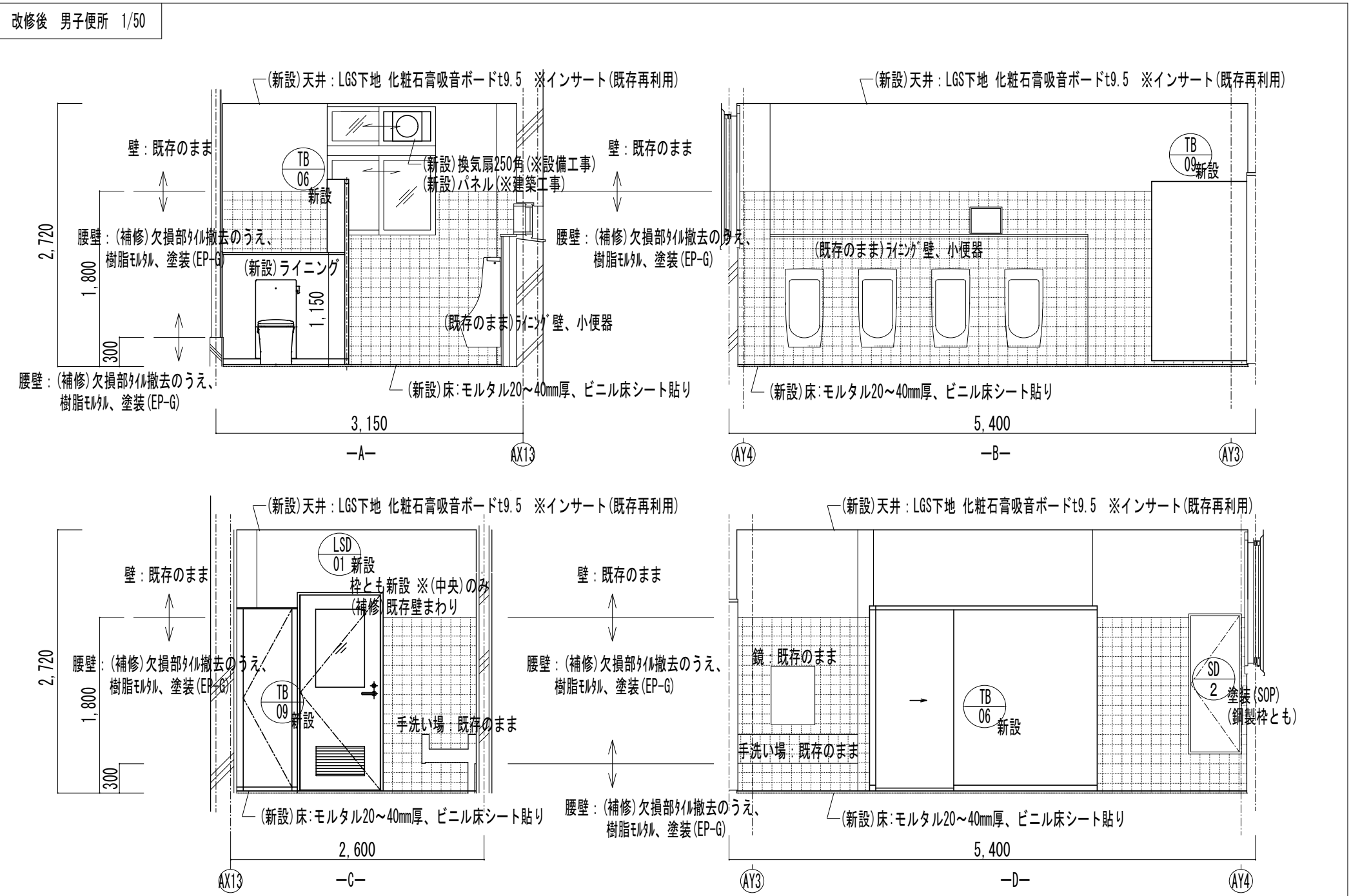
便所内部			廊下		
床	防水モルタル下地、40角タイル貼	既存のまま	床	ウレタン塗床	既存のまま ※(中央)一部補修
	既存嵩上げ部：－	－		－	－
壁	(腰壁)モルタル下地、(男女間仕切り壁)LGS下地+耐水石膏ボード、100角タイル貼	既存のまま	巾木	モルタル巾木、EP-G塗装	既存のまま ※(中央)一部補修
	(上壁)モルタル下地、(男女間仕切り壁)LGS下地+耐水石膏ボード、プラスチック+EP-G	既存のまま		モルタル金づり、複層仕上塗材E吹付	既存のまま ※(中央)一部補修
	既存小便器ライン：LGS下地 100角タイル貼り	既存のまま	廻縁	木製廻縁	既存のまま
	既存大便器ライン：LGS下地 100角タイル貼り ※北校舎(東)のみ	撤去		化粧石膏ボード	既存のまま
廻縁	ヒバ 25×20 EP-G	撤去	天井	－	－
天井	木下地、プラスチックボードt5.0(★)、EP-G	撤去		天井点検口450角	既存のまま
	天井点検口450角(男女)	撤去	備考	サイン	既存のまま ※(中央)撤去
備考	査摺(男女出入口)	既存のまま ※(中央)撤去			
	壁付け換気扇(男女)	撤去(設備工事)			
	トイレブース	撤去			
	鏡、手洗い	既存のまま			
	衛生器具	撤去(設備工事)			
	窓	既存のまま			
	照明器具	取り外し・再取付(電気設備工事)			
	床下点検口φ450(女子)※1階	撤去			
	－	－			

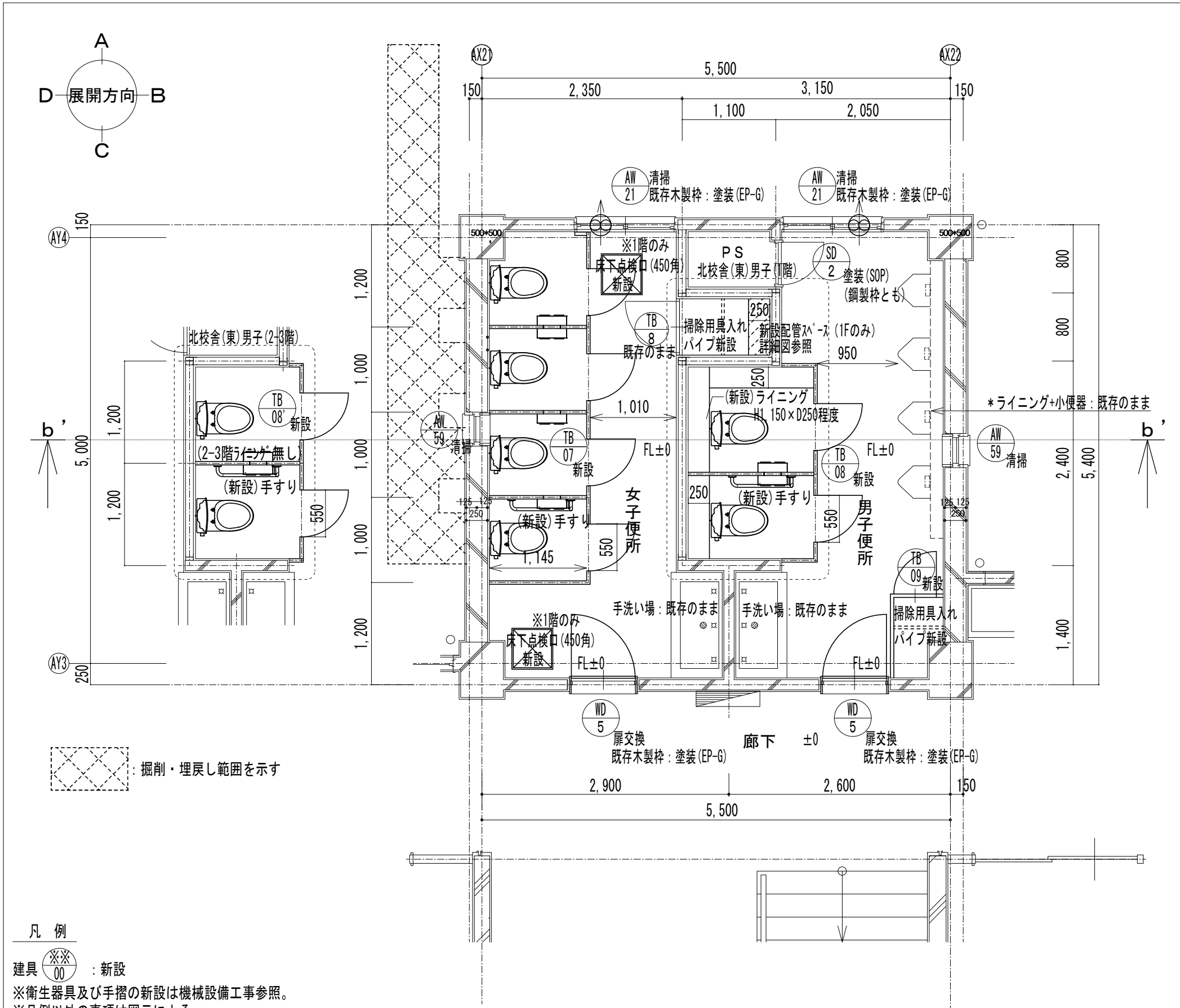




(改修後)1-3階平面詳細図 1 : 50

1-3階仕上表				
※北校舎(中央)				
便所内部				
便所内部	女子便所		男子便所	
	女子便所	男子便所	女子便所	男子便所
床	モルタル20～40mm厚、ビニル床シート貼り(t=2mm 防滑、防汚) 端部：シール充填	新設 新設	ウレタン塗床 —	一部補修 ※(中央)のみ —
壁	(腰壁) 欠損部ﾀｲﾙ撤去のうえ、樹脂ﾓﾙﾀﾙ、塗装 (EP-G)	補修	巾木	ﾀｲﾙ巾木、EP-G塗装
	(上壁)：既存のまま 既存小便器ﾀｲﾅｸ：既存のまま 新規大便器ﾀｲﾅｸ：詳細図参照	既存のまま 既存のまま 新設	壁	ﾀｲﾙ金づり、複層仕上塗材E吹付
廻縁	塩ビ	新設	廻縁	木製廻縁
天井	LGS下地 化粧石膏吸音ボードt9.5(インサート既存再利用) 天井点検口450角(男女)	新設 新設	天井	化粧石膏ボード —
備考	沓摺(男女出入口)	新設 ※(中央)のみ	備考	天井点検口450角 サイン
	出入口ドア	新設 ※(中央)のみ		既存のまま 新設 ※(中央)のみ
	壁付け換気扇(男女)	新設(設備工事)		既存のまま
	トイレブース	新設		—
	鏡、手洗い	既存のまま		既存のまま
	衛生器具	新設(設備工事)		既存のまま
	窓	清掃		—
	照明器具	再取付(電気設備工事)		既存のまま
	床下点検口(女子) ※1階のみ	新設		新設 ※(中央)のみ
	手すり 女子：固定手すりL型(樹脂被覆)、男子：可動手すりはね上げﾎｯﾌﾟ式(樹脂被覆)	新設		新設 ※(中央)のみ
	パイプ ※掃除用具入れ内(男女)	新設		新設 ※(中央)のみ



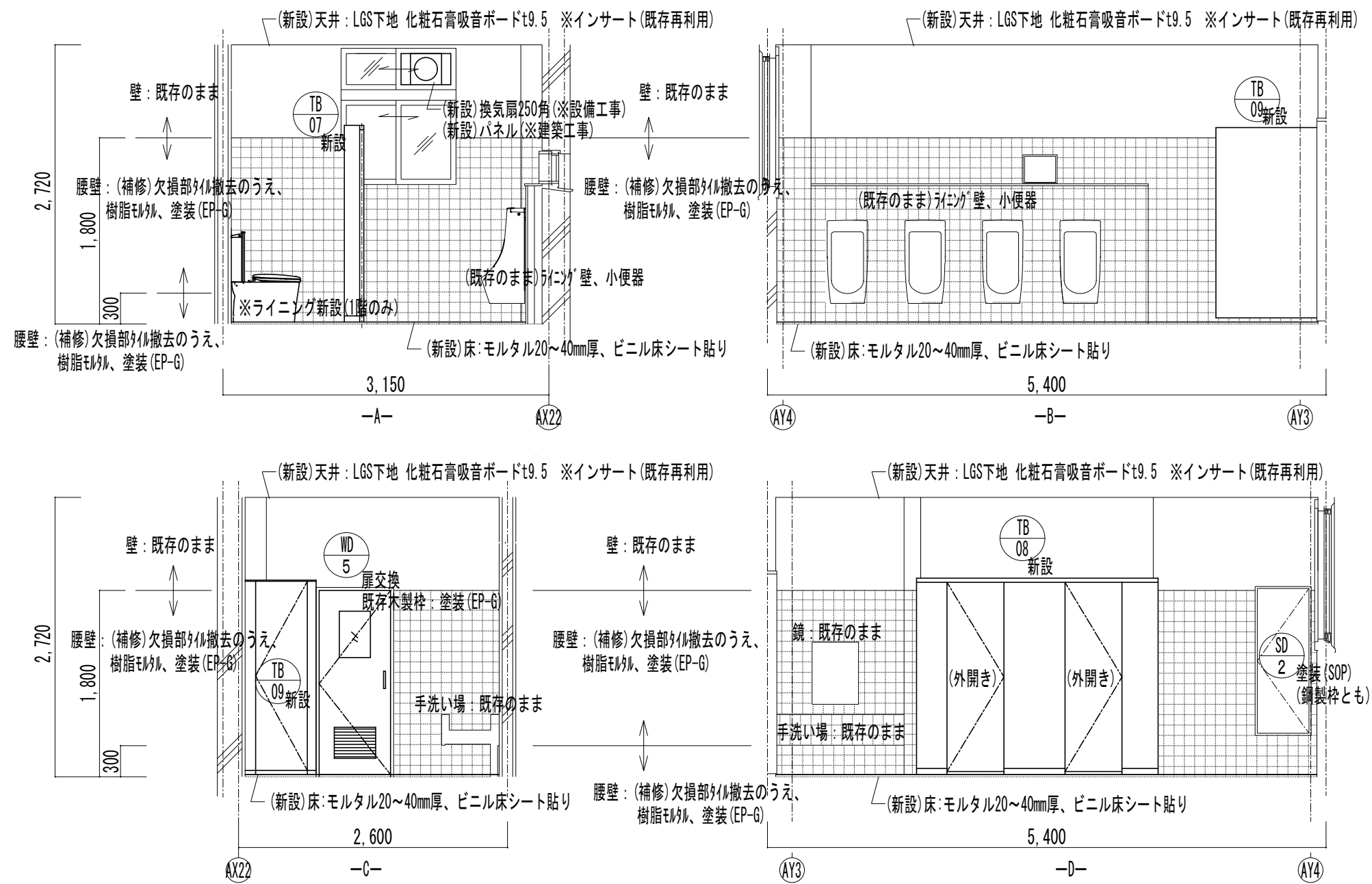


(改修後)1-3階平面詳細図 1 : 50

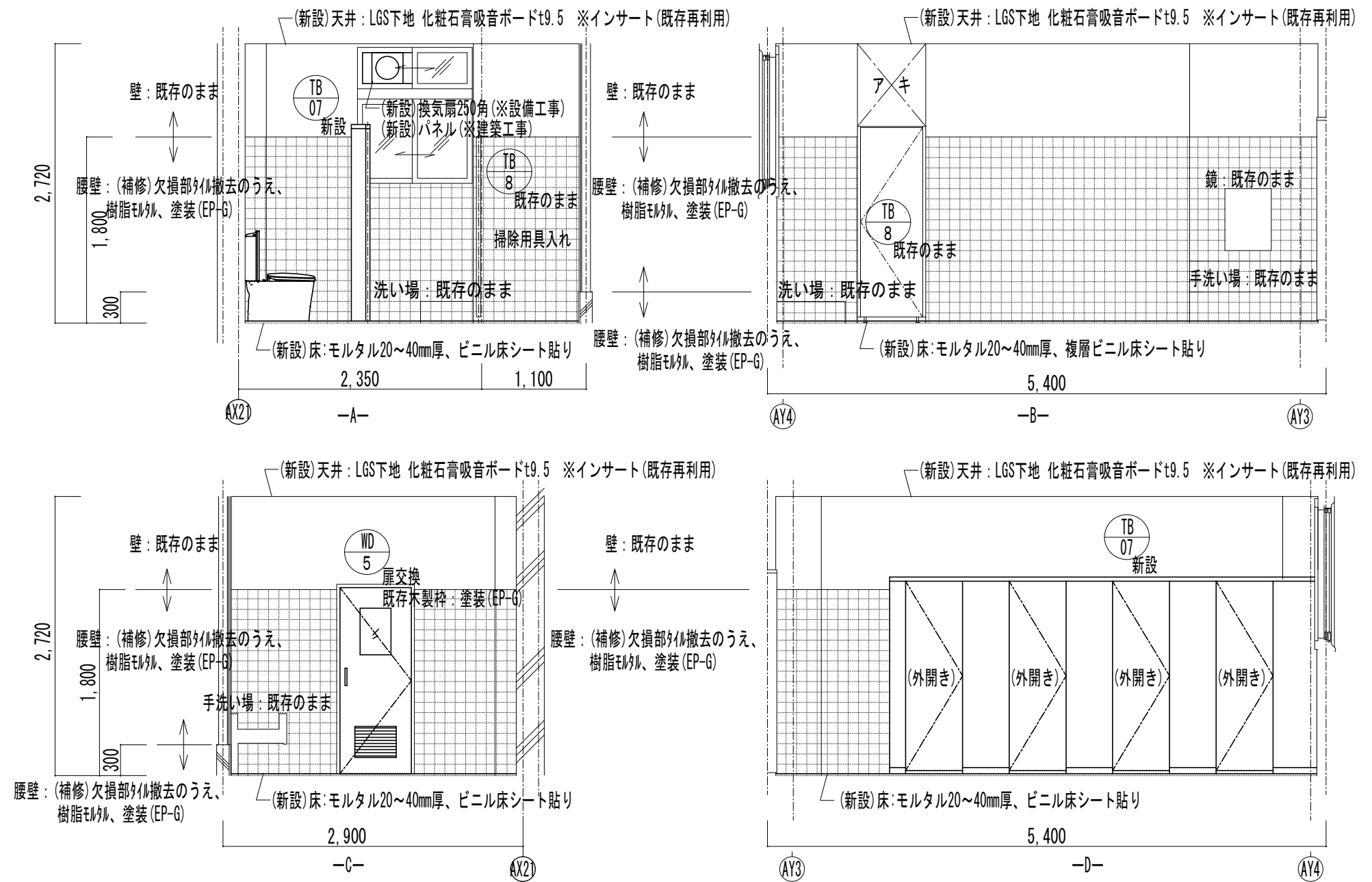
※北校舎(東)

便所内部			廊下		
床	モルタル20～40mm厚、ビニル床シート貼り(t=2mm 防滑、防汚)	新設	床	ウレタン塗床	既存のまま
	端部：シール充填	新設		—	—
壁	(腰壁) 欠損部ﾀｲﾙ撤去のうえ、樹脂ﾓﾙﾀﾙ、塗装 (EP-G)	補修	巾木	ﾓﾙﾀﾙ巾木、EP-G塗装	既存のまま
	(上壁)：既存のまま	既存のまま	壁	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾗ、複層仕上塗材E吹付	既存のまま
	既存小便器ﾗｲﾅﾝｸﾞ：既存のまま	既存のまま	廻縁	木製廻縁	既存のまま
	新規大便器ﾗｲﾅﾝｸﾞ：詳細図参照	新設	天井	化粧石膏ボード	既存のまま
廻縁	塩ビ	新設		—	—
天井	LGS下地 化粧石膏吸音ボードt9.5(インサート既存再利用)	新設	備考	天井点検口450角	既存のまま
	天井点検口450角(男女)	新設		サイン	既存のまま
備考	吝摺	既存のまま			
	出入口ドア(厚のみ)	新設			
	壁付け換気扇(男女)	新設(設備工事)			
	トイレブース	新設			
	鏡、手洗い	既存のまま			
	衛生器具	新設(設備工事)			
	窓	清掃			
	照明器具	再取付(電気設備工事)			
	床下点検口(女子) ※1階	新設			
	手すり(男女) 固定手すりL型(樹脂被覆) ※大便器用	新設			
	パイプ(※掃除用具入れ内) (男女)	新設			

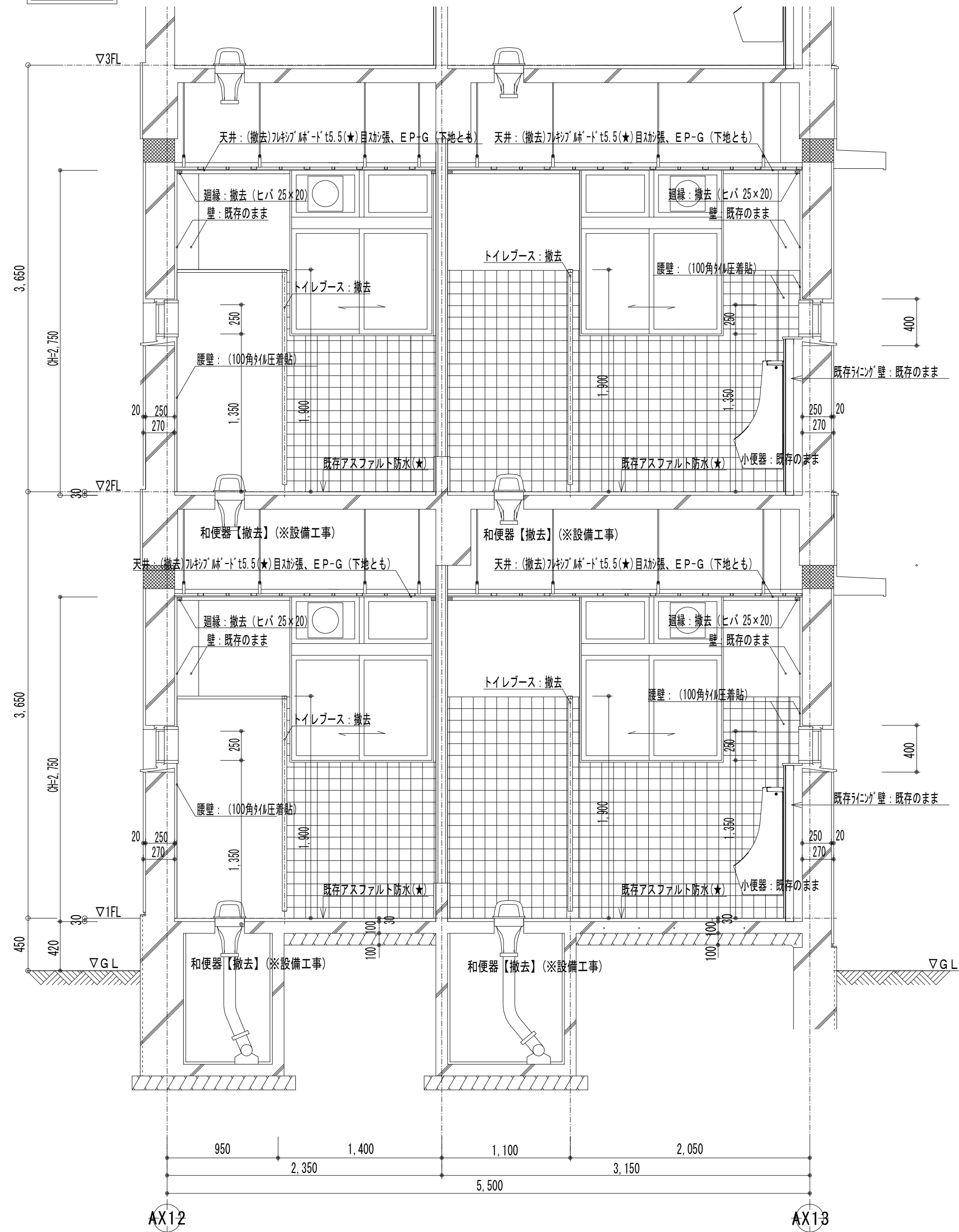
改修後 男子便所 1/50



改修後 女子便所 1/50



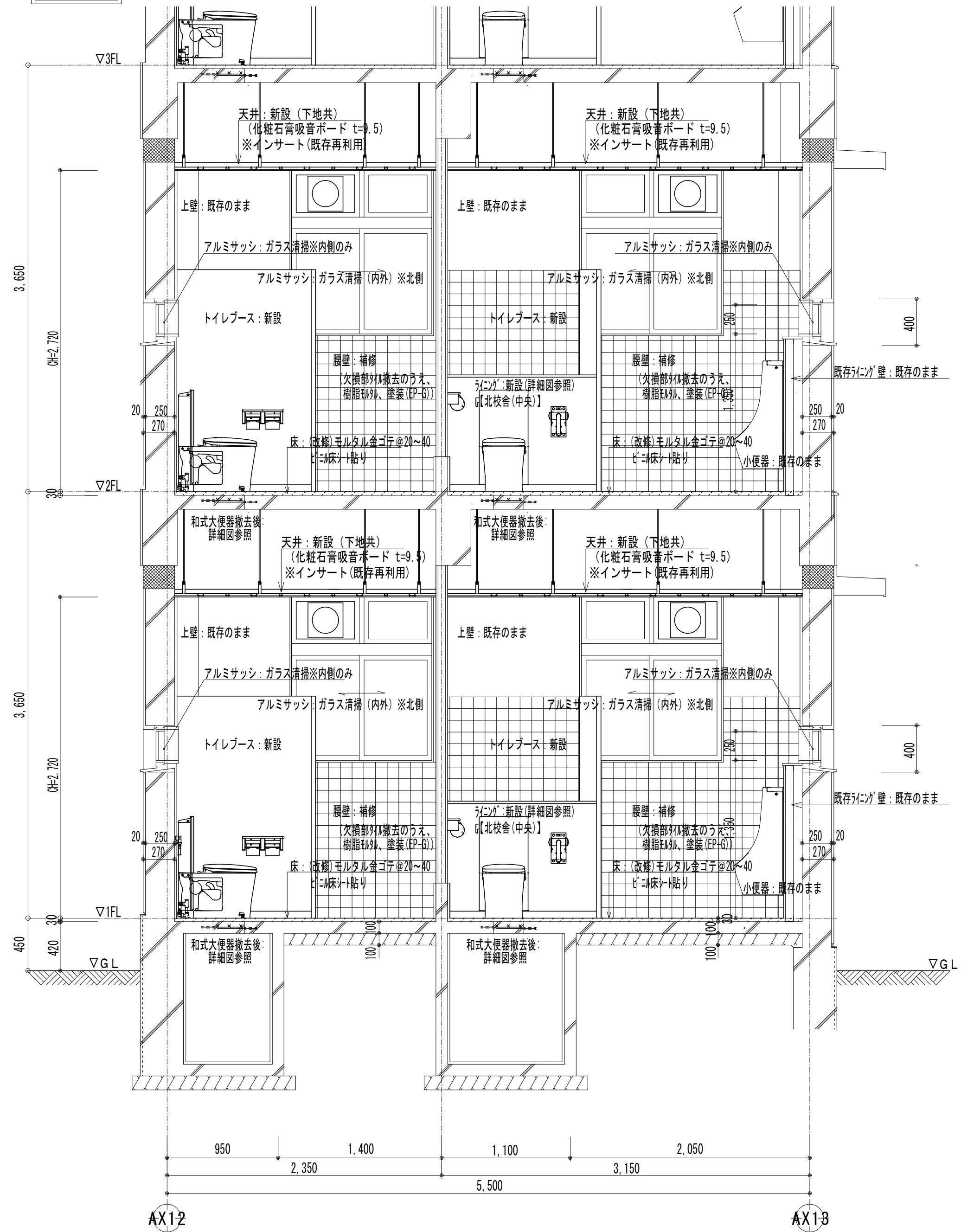
改修前



便所断面 (b - b) 詳細図 S=1:30

(★)：石綿含有建材(レベル3)を示す

改修後



便所断面 (b'-b') 詳細図 S=1:30

※新設のトイレブース等のレイアウトは北校舎(中央)



株式会社みどり 設計一級建築士事務所

さいたま市北区吉野町二丁目226-1 埼玉県知事登録(2)第11207号
管理建築士:一級建築士第172111号 下田 徹

特記

作 図

工事名称

川越市立名細小学校トイレ改修工事

図面名称

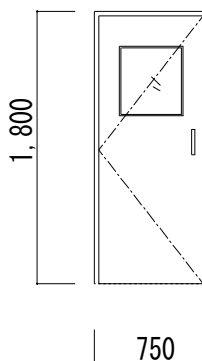
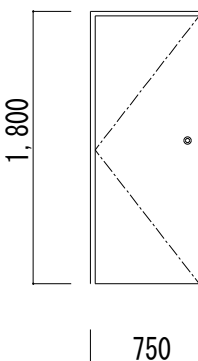
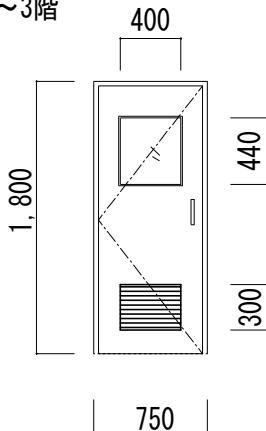
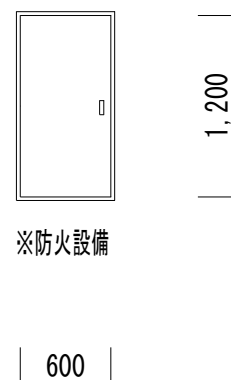
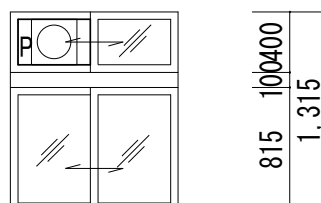
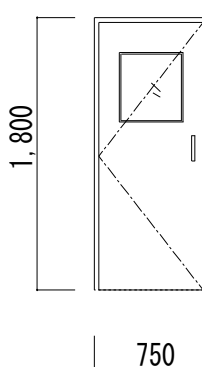
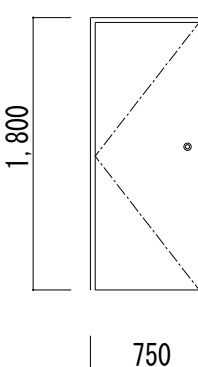
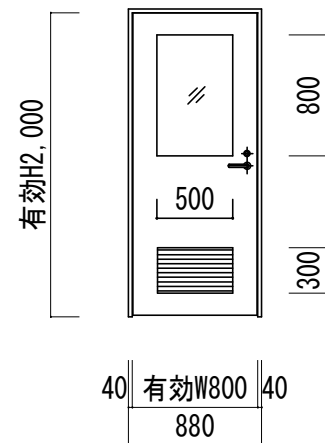
【北校舎(中央、東)】矩計図(改修前・後)

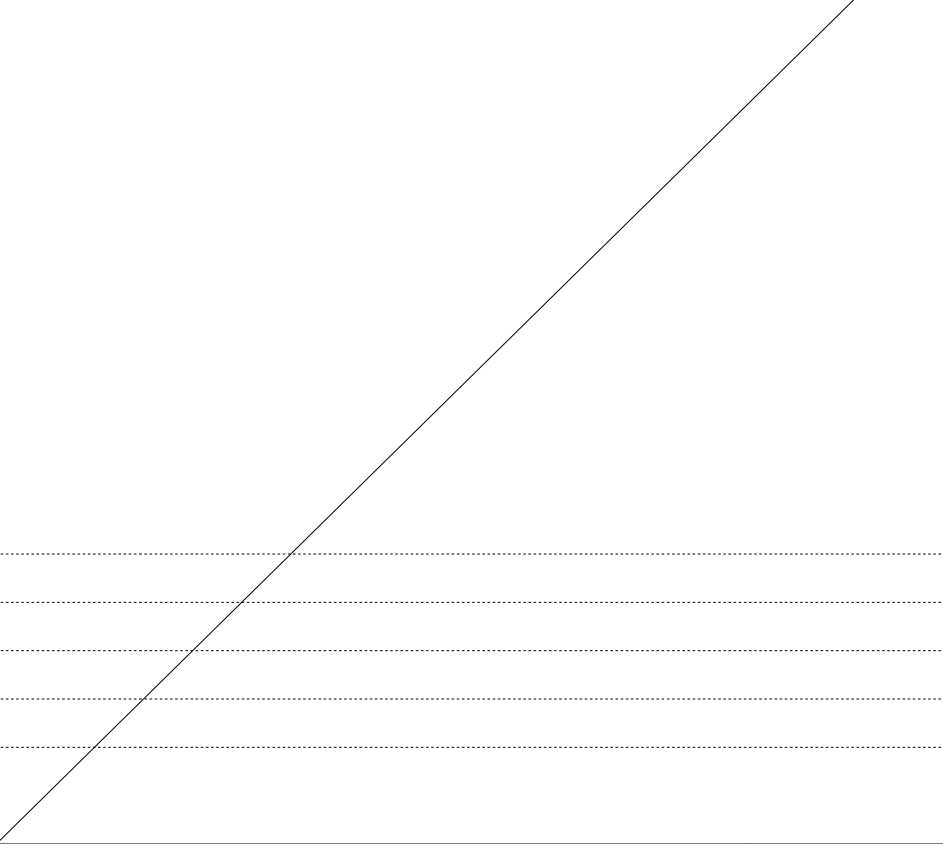
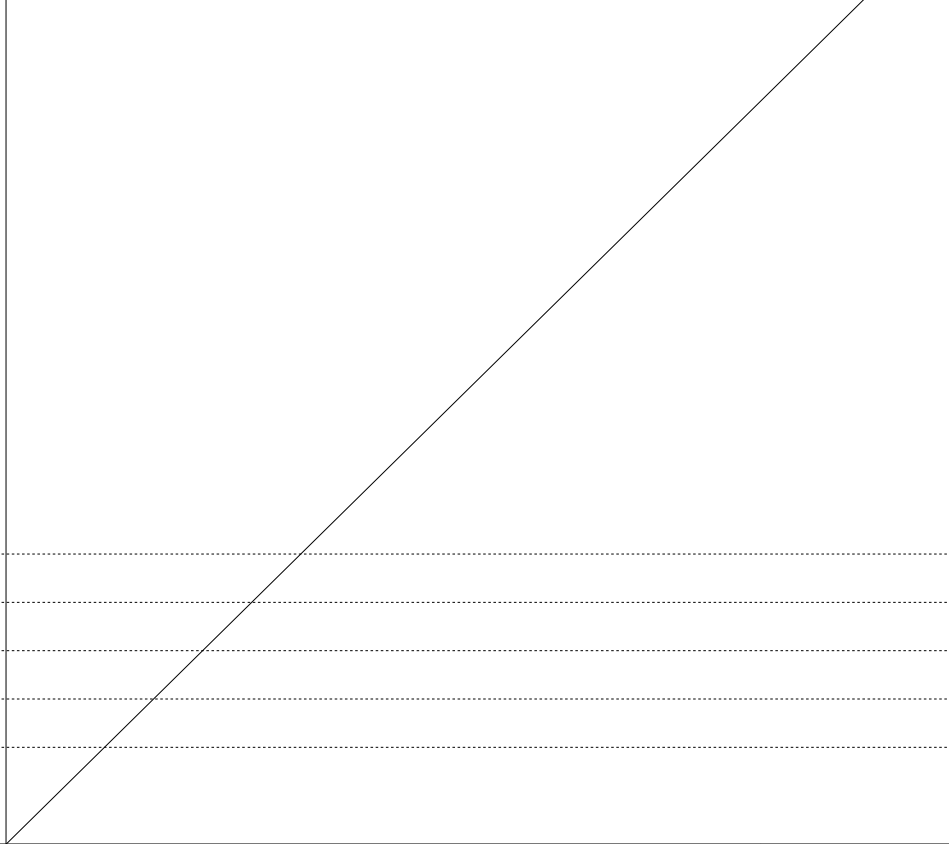
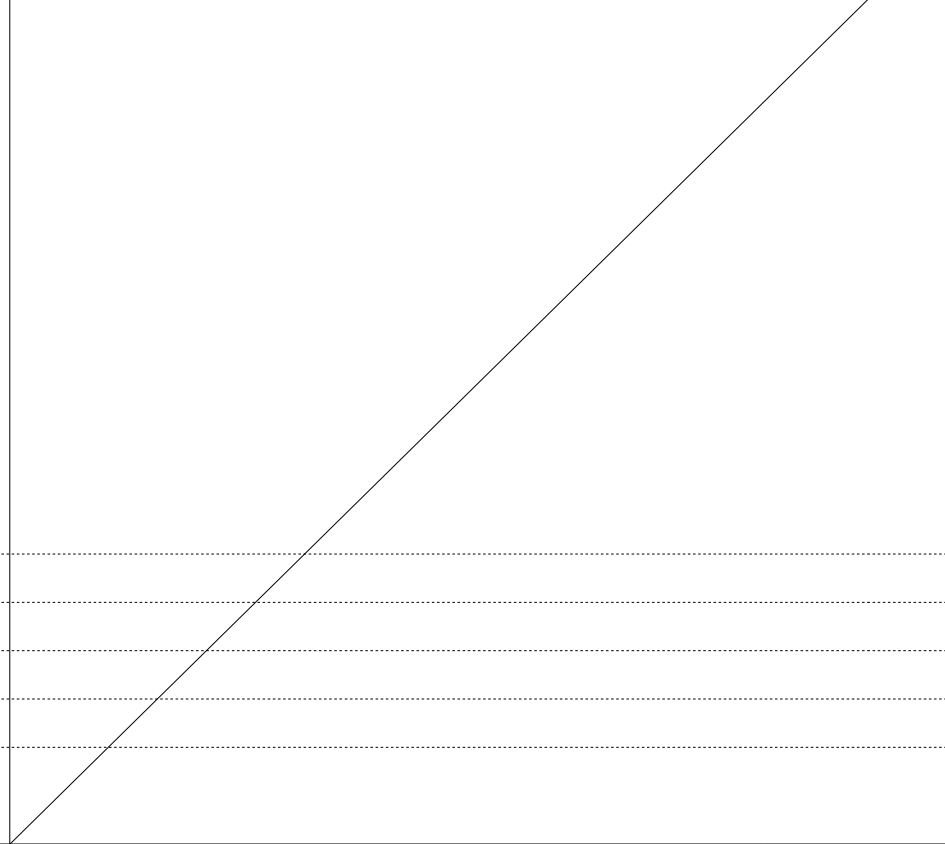
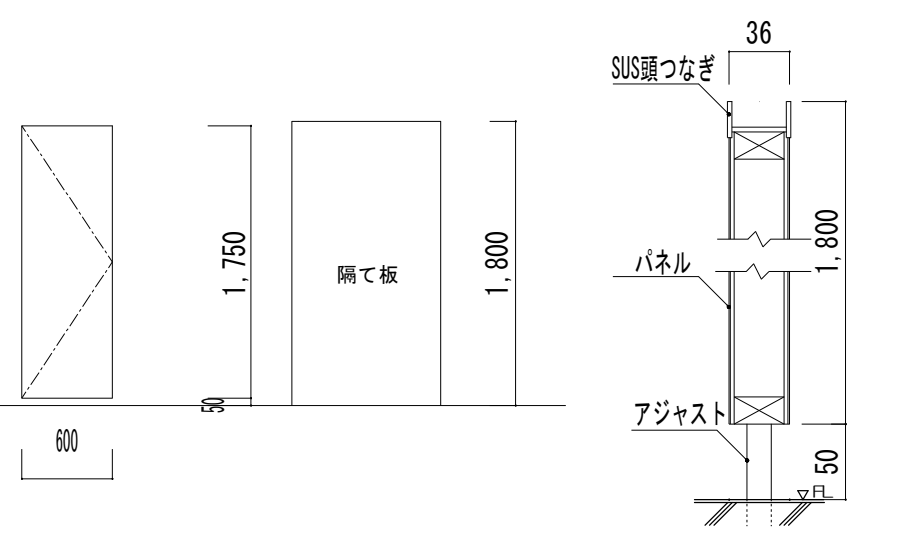
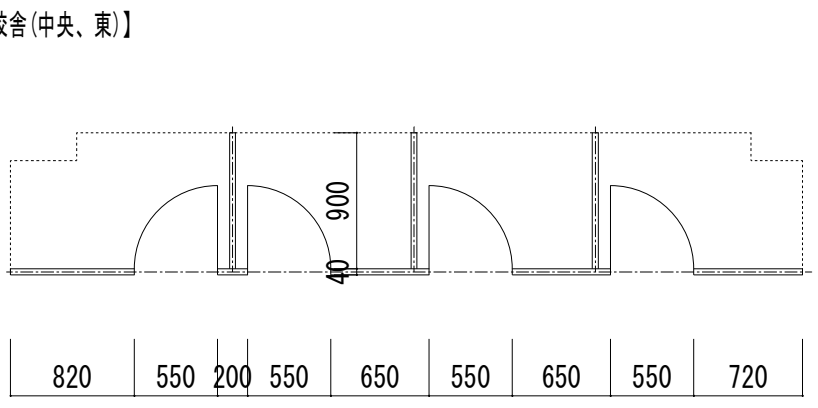
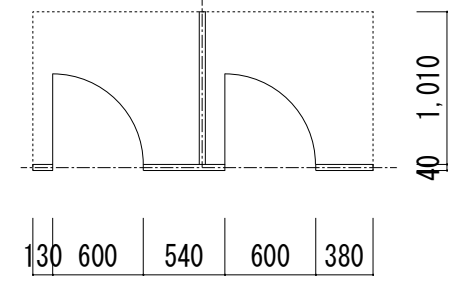
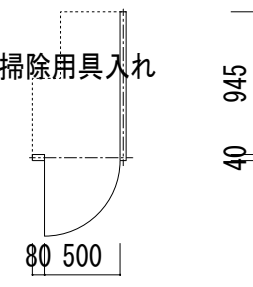
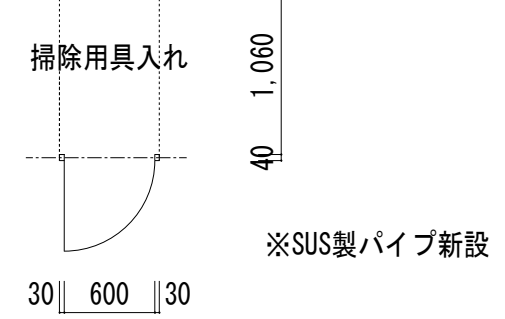
縮尺	1/30
----	------

No.	
-----	--

A - 10

改修前 各階天井伏図 1:100		凡 例 撤去範囲を示す 天井撤去: 軽量鉄骨天井下地 : 照明器具取り外し ※再取付 (※電気設備工事) ※既存天井点検口はすべて撤去 ※その他は図示による。 (★): 石綿含有建材(レベル3)を示す			
改修後 各階天井伏図 1:100		凡 例 天井新設: 軽量鉄骨天井下地@300、化粧石膏吸音ボードt=9.5 (廻り縁: 塩ビ) : 照明器具取付(再使用) (※電気設備工事) : 天井点検口(アルミ額縁タイプ) 新設450角、開口補強、ボード切込み共 ※すべての階 ※開口及び点検口の位置は監督員と協議の上、決定すること。 ※その他は図示による。			
株式会社みどり 設計一級建築士事務所 さいたま市北区吉野町二丁目226-1 埼玉県知事登録(2)第11207号 管理建築士: 一級建築士第172111号 下田 徹		特記	作 図	工事名称 川越市立名細小学校トイレ改修工事	No. A-11
				図面名称 天井伏図【北校舎(中央、東)】(改修前・後)	

記号：数量		WD 5 木製片開きフラッシュ戸：撤去(扉のみ)	男子：1 女子：1	WD 5 木製片開きフラッシュ戸：撤去(扉のみ)	男子：2 女子：2	WD 5 木製片開きフラッシュ戸：新設(扉のみ)	男子：3 女子：3				
姿 図	【北校舎(東)】 ※1階		【北校舎(東)】 ※2～3階		【北校舎(東)】 ※1～3階						
											
	室 名	1階便所(男女)		2-3階便所(男女)		1-3階便所(男女)					
	材 種	化粧ベニヤ	OP	化粧ベニヤ	OP	メラミン化粧板					
	金 物	押板 丁番 ドアチェック 空錠	3 0	ハンドル 丁番 ドアチェック 空錠	3 0	押板 丁番 ドアチェック 空錠	3 0				
ガ ラ ス		厚6.8ラフワイヤー入り		—		強化型板ガラス t4mm、ガラリ(開口率30%)					
その他		木製枠：既存のまま		木製枠：既存のまま		木製枠：再塗装(EP-G)					
記号：数量		—		SD 2 片開き点検口：再塗装(SOP)	男子：6 女子：—	AW 59 F I X 窓：ガラス清掃(内部のみ)	男子：6 女子：6	AW 21 引違い段窓(カバー工法)：ガラス清掃(内外) ：アルミパネル交換(P)	男子：6 女子：6		
姿 図			【北校舎(中央、東)】男子				【北校舎(中央、東)】				
											
	室 名			1-3階便所(男PS)		【北校舎(西、中央、東)】1～3階便所(男女)		【北校舎(西、中央、東)】1～3階便所(男女)			
	材 種			スチール t1.6 焼付塗装		—	アルミ シルバー アルマイト処理	—	アルミ シルバー アルマイト処理		
	金 物			ワンタッチ平面ハンドル鍵付、他付属金物一式		5 0	内部アングル4方、水切、他付属金物一式	7 0	額縁、水切、クレセント、他付属金物一式		
ガ ラ ス				—		学校用強化ガラス 型板 t4mm(AW-61：網入ガラス 型板 t6.8mm)		学校用強化ガラス 型板 t4mm(網入ガラス 型板 t6.8mm)			
その他				再塗装(SOP) ※枠とも				ランマ部換気扇取付用アルミパネル：新設(1枚) 木製枠(四方)：再塗装(EP-G)			
記号：数量		WD 5 木製片開きフラッシュ戸：撤去(扉・枠共)	男子：1 女子：1	WD 5 木製片開きフラッシュ戸：撤去(扉・枠共)	男子：2 女子：2	LSD 01 軽量鉄骨片開き戸：新設	男子：3 女子：3				
姿 図	【北校舎(中央)】 ※1階		【北校舎(中央)】 ※2～3階		【北校舎(中央)】						
											
	室 名	1階便所(男女)		2-3階便所(男女)		1-3階便所(男女)					
	材 種	化粧ベニヤ	OP	化粧ベニヤ	OP	溶融亜鉛めっき鋼板 (SGCC) t1.6mm(焼付塗装仕上)	—				
	金 物	押板 丁番 ドアチェック 空錠	3 0	ハンドル 丁番 ドアチェック 空錠	3 0	丁番、ドアチェック、他付属金物一式	3 6				
ガ ラ ス		厚6.8ラフワイヤー入り		—		額=4mm強化型板ガラス板、ガラリ=アルミ焼付塗装仕上げ(開口率30%)					
その他		木製枠：撤去		木製枠：撤去		枠(三方)：亜鉛めっき後半1.6mm(焼付塗装仕上げ) 沓摺(ステンレス製)t=1.5					
 株式会社みどり 設計一級建築士事務所 さいたま市北区吉野町二丁目226-1 埼玉県知事登録(2)第11207号 管理建築士：一級建築士第172111号 下田 徹				特 記		作 図		工事名称		川越市立名細小学校トイレ改修工事	No. A-13
								図面名称		建具表1【北校舎(中央、東)】(改修前・後)	
								縮 尺		S=1/50	

記号：数量									TB姿図（共通）：撤去							
姿 図																
室 名												TB扉				
材 種	仕 上											片開きフラッシュ戸				
金 物	見 込											アジャストタイプ、SUS頭つなぎ				
ガ ラ ス												-				
その他									ラバトリー金物、付属金物一式							
記号：数量			 トイレブース：撤去	男子：一 女子：6	 トイレブース：撤去	男子：6 女子：一	 トイレブース（掃除用具入れ）：撤去	男子：6 女子：一	 トイレブース（掃除用具入れ）：既存のまま	男子：一 女子：6						
姿 図																
室 名			1-3 階便所(女)			1-3 階便所(男)			1-3 階便所(男)			1-3 階便所(女)				
材 種	仕 上		耐水合板			-	耐水合板		-	耐水合板		-				
金 物	見 込		アジャストタイプ、SUS頭つなぎ			3 6	アジャストタイプ、SUS頭つなぎ		3 6	アジャストタイプ、SUS頭つなぎ		3 6				
ガ ラ ス			-			-			-			-				
その他			ラバトリー金物、付属金物一式			ラバトリー金物、付属金物一式			ラバトリー金物、付属金物一式			ラバトリー金物、付属金物一式				
 株式会社みどり 設計一級建築士事務所 さいたま市北区吉野町二丁目226-1 埼玉県知事登録(2)第11207号 管理建築士：一級建築士第172111号 下田 徹			特 記				作 図				工事名称 川越市立名細小学校トイレ改修工事				No. A - 14	
											図面名称 建具表2【北校舎(中央、東)】(TB改修前)					
											縮 尺 S=1/50					



株式会社みどり 設計一級建築士事務所

さいたま市北区吉野町二丁目226-1 埼玉県知事登録(2)第11207号
管理建築士：一級建築士第172111号 下田 徹

特 記

作 図

工事名称

川越市立名細小学校トイレ改修工事

図面名称

建具表2【北校舎(中央、東)】(TB改修前)

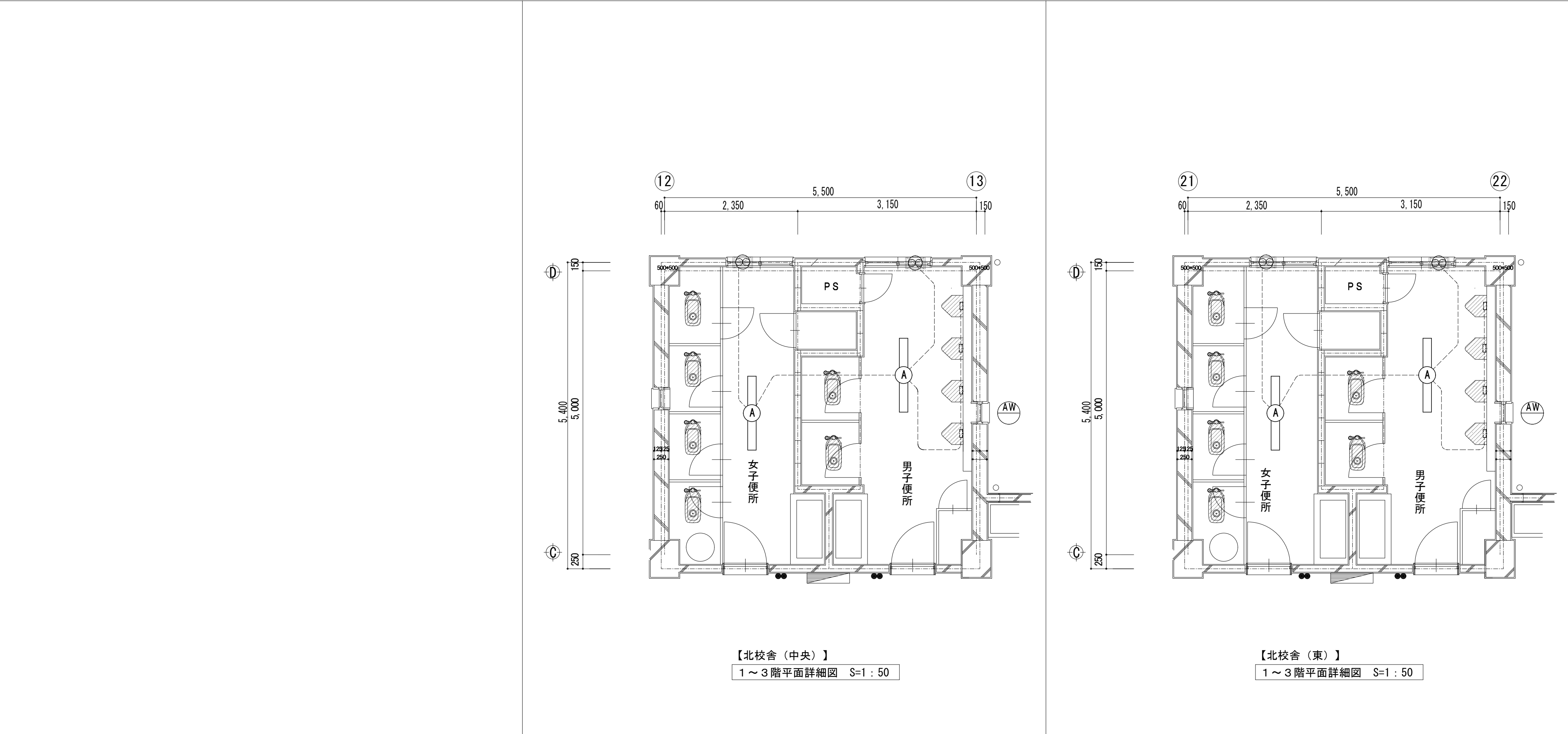
縮 尺

S=1/50

記号：数量			TB05 トイレブース：新設		男子：－ 女子：3	記号：数量		TB06 トイレブース：新設		男子：3 女子：－	記号：数量		TB07 トイレブース：新設		男子：－ 女子：3	記号：数量		TB08 トイレブース：新設		男子：1 女子：－																																																						
姿 図			【北校舎（中央）】																		【北校舎（中央）】																		【北校舎（東）】																		【北校舎（東）】※1階																	
室 名			1-3階便所（女）			室 名		1-3階便所（男）			室 名		1-3階便所（女）			室 名		1階便所（女）																																																								
材 種	仕 上		木製ﾊﾞｰﾊﾞｰｺﾌ		メラミン化粧板	材 種	仕 上		木製ﾊﾞｰﾊﾞｰｺﾌ		メラミン化粧板	材 種	仕 上		木製ﾊﾞｰﾊﾞｰｺﾌ		メラミン化粧板	材 種	仕 上		木製ﾊﾞｰﾊﾞｰｺﾌ		メラミン化粧板																																																			
金 物	見 込		巾木タイプ、SUS頭つなぎ		4 0	金 物	見 込		巾木タイプ、SUS頭つなぎ		4 0	金 物	見 込		巾木タイプ、SUS頭つなぎ		メラミン化粧板	巾木タイプ、SUS頭つなぎ	4 0	金 物	見 込		巾木タイプ、SUS頭つなぎ		4 0																																																	
ガ ラ ス			トイレブース			ガ ラ ス			トイレブース			ガ ラ ス			トイレブース		4 0	ガ ラ ス			トイレブース																																																					
その他			SUS巾木、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｲﾋﾝｼﾞ、ﾌﾙﾋ笠木、非常開放装置付ﾌｯﾁ、指詰め防止ｴｯｼﾞ、90°ｽﾄｯﾊﾟｰ ※非常時外開キ(ｱｸｼｵﾝ)(可動式ｴｯｼﾞ)			その他			SUS巾木、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｲﾋﾝｼﾞ、ﾌﾙﾋ笠木、非常開放装置付ﾌｯﾁ、指詰め防止ｴｯｼﾞ、90°ｽﾄｯﾊﾟｰ ※非常時外開キ(ｱｸｼｵﾝ)(可動式ｴｯｼﾞ)			その他			SUS巾木、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｲﾋﾝｼﾞ、ﾌﾙﾋ笠木、非常開放装置付ﾌｯﾁ、指詰め防止ｴｯｼﾞ、90°ｽﾄｯﾊﾟｰ ※非常時外開キ(ｱｸｼｵﾝ)(可動式ｴｯｼﾞ)			その他			SUS巾木、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｲﾋﾝｼﾞ、ﾌﾙﾋ笠木、非常開放装置付ﾌｯﾁ、指詰め防止ｴｯｼﾞ、90°ｽﾄｯﾊﾟｰ ※非常時外開キ(ｱｸｼｵﾝ)(可動式ｴｯｼﾞ)																																																					
記号：数量			TB08' トイレブース：新設		男子：2 女子：－	記号：数量			TB09 トイレブース（掃除用具入れ）：新設		男子：6 女子：－	TB姿図（HD）：新設																																																														
姿 図			【北校舎（東）】※2～3階										【北校舎（中央、東）】																																																													



株式会社みどり 設計一級建築士事務所
さいたま市北区吉野町二丁目226-1 埼玉県知事登録(2)第11207号
管理建築士：一級建築士第172111号 下田 徹



凡例

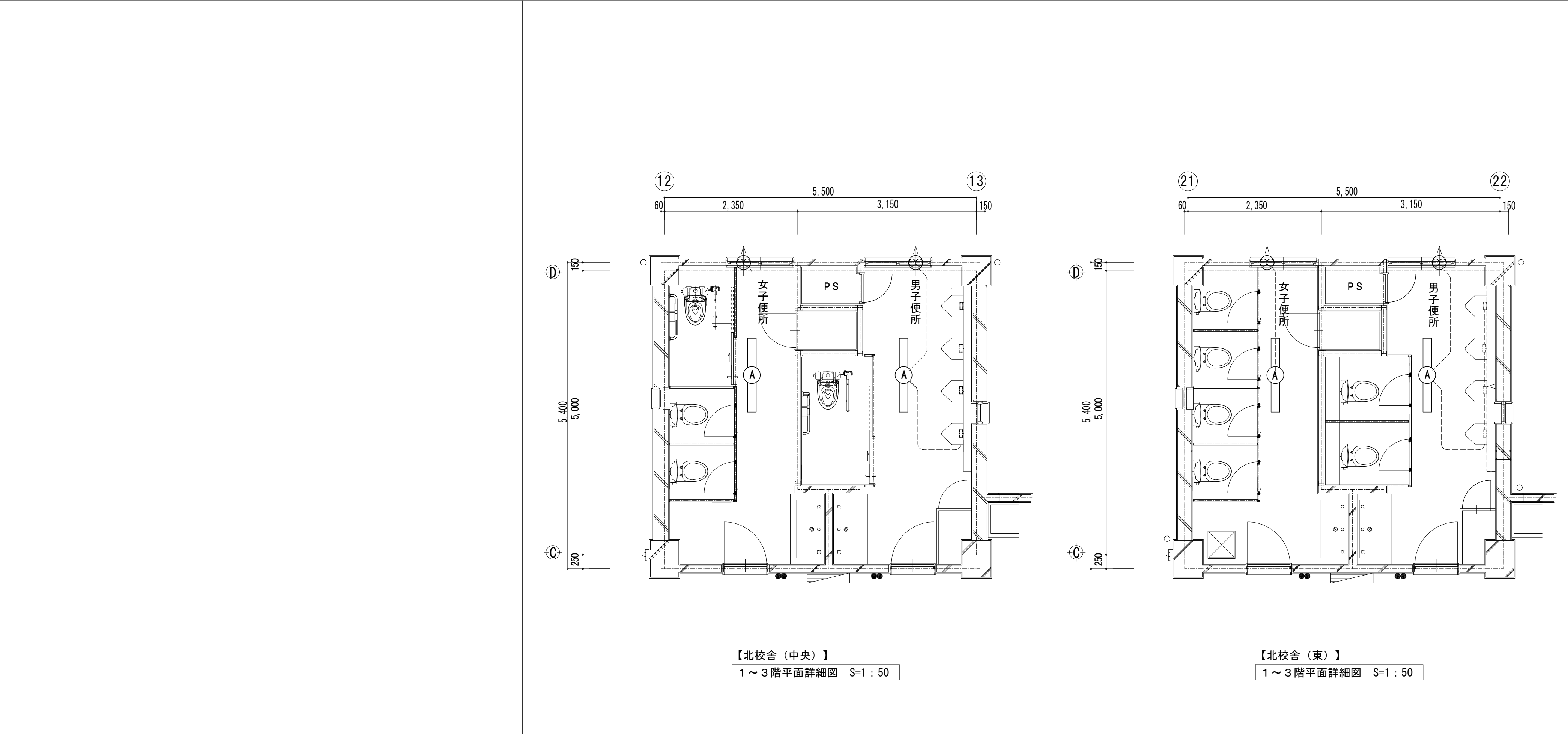
: 蛍光灯40w×1フジ型（取外し）FSS9-321

: 壁埋込み（撤去：M工事）

: スイッチ（1P15A×2）（既存のまま）

: 電灯配線（既存のまま）

※着工前、改修後に点灯確認を行い、監督員に報告すること。



凡例

: 蛍光灯 40w×1フジ型（再設置） FSS9-321

: 壁埋込み（新設：M工事）

: スイッチ（1P15A×2）（既存のまま）

: 電灯配線（既存のまま）

※着工前、改修後に点灯確認を行い、監督員に報告すること。

川越市立名細小学校トイレ改修工事 機械設備改修工事 特記仕様書

1. 一般事項
本工事は設計図、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」、「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」に準拠し、監督員の指示に従い施工する。 ※疑義に対する協議等は標準仕様書による。

2. 機械設備改修
衛生器具設備工事 一式
給水設備工事 一式
排水設備工事 一式
換気設備工事 一式

3. 発生材の処理等
・下表に記載の建材については、石綿含有調査対象建材として、建築工事特記仕様書に基づき、対応を行うこと。

機械設備用既設建材 石綿含有調査実施状況		
名 称	場 所	調 査 有 無
和風大便器用耐火カバー	※図示による	未実施（みなし処分とする）
耐火二層管 保護材	※図示による	未実施（みなし処分とする）

・その他については、「建築工事 特記仕様書」に準じて適正に処分を行うこと。

4. 特記事項
(1) 共通事項
・機械設備工事について、施工完成図（監督員が指定した設計図に完成時の状態を表現したもの）、機器完成図及び取扱説明書、保証書等を取りまとめ、2部提出のこと。
(2) 衛生器具設備工事
・器具付属止水栓は、ドライバー式とする。
・衛生器具類の据付について、建築工事との取り合いを確認した上で、施工図の作成・提出を行い、監督員より承諾を受けてから、施工を行うこと。
・小便器用自動洗浄について、前洗浄（予備洗浄）の設定は「入」に設定すること。
・小便器用凍結防止弁の開閉については、監督員と協議の上、開閉調整を行うこと。
(3) 給水設備工事/排水設備工事
・給水配管の呼び径50以下の弁は、仕切弁とし、呼び径65以上はバタフライ弁とする。※仕様は「凡例(改修後)」参照のこと。
・給水一次側及びポンプ室内に使用する弁類はJIS10Kとする。その他は5K。
・屋外に使用する支持金物は原則として、ステンレス製とする。
・点検口等配管を視認できる箇所に口径、系統名、流れ方向を表示すること。
・各配管材ごとの吊り支持間隔、形鋼振れ止め支持間隔は、下記表による。

呼び径		15	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300
分類	鋼管・ステンレス管	2.0m以下									3.0m以下				
	吊金物による吊間隔	1.0m以下								2.0m以下					
形鋼振れ止め支持間隔	鋼管・ステンレス管	—				8.0m以下				12m以下					
	ビニル管・ポリエチレン管	—		6.0m以下			8.0m以下				12m以下				

・壁・床・天井を露出で貫通する場合は、貫通部の隙間はシーリングプレート等で保護すること。
・既設スリーブ貫通部は、配管施工後にシーリングや防水処理を行うこと。不要貫通口は穴埋め、防水補修を行うこと。
・撤去の際に切断した鋼管は、切断面に錆止めを塗布すること。
・既設のコンクリート埋込配管は残置とし、切断面は閉止処置（プラグ止め等）を行うこと。
・改修範囲の既設汚水・雑排水配管（立管等）について、新設配管接続前に高圧洗浄にて清掃を行い、再利用して問題ないことを確認してから、新設配管を接続すること。
・給水配管口径25Aにて大便器等に接続する場合は、施工状況に応じて高密度ポリエチレン管の使用も可とする。
・RC造や補強コンクリートブロック造の躯体をコア抜きする際は、各箇所レントゲン撮影等の調査を行うこと。
・既設管材料と新設管材料のイオン化傾向が大きく異なる場合（鋼とステンレスなど）は、絶縁継手を使用すること。
・排水管を埋設する場合は、根切り底を管の下端より100mm程度深く根切りし、山砂の類をやりかたにならい敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く敷設すること。
・再生砂を使用する場合は、事前に六価クロム溶出試験を実施すること。
・トイレ以外の系統（廊下流しなど）の給水復旧時期は、施設管理者と調整の上、柔軟に対応すること。
・PS内の高密度ポリエチレン管、硬質ポリ塩化ビニル管の床・壁貫通箇所は、防火区画貫通処理を行うこと。

(4) 換気設備工事
・点検口等ダクトを視認できる箇所に口径、系統名、流れ方向を表示すること。
・ダクトと機器接続部は、たわみ継手にて接続すること。
・ダクトを撤去後、再利用側約1m程度の保温材、付着した油脂類、ダクト内に堆積したほこり等の除去を行うこと。
・撤去箇所は、フランジ接続の場合は、原則として既設ダクトのフランジ部とする。

5. 試験
試験項目は以下のとおりとする。
給排水設備工事
給水管 水圧試験(原則0.75MPa以上、保持時間60分) ※既設配管の状態等により、規定圧力まで昇圧できない場合は、直ちに試験を中止し、監督員と協議すること。
※配管途中若しくは隠蔽・埋戻前、又は配管完了後の塗装・被覆施工前に行うこと。

水質試験：水質試験項目は、「一般細菌」、「大腸菌」、「亜硝酸窒素」、「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」、「塩化物イオン」、「有機物」、「pH値」、「味」、「臭気」、「色度」、「濁度」、「残留塩素」とする。※採水箇所は原則として給水配管上の最遠位置の衛生器具とし、採水困難な場合は監督員と協議による。
排水管 満水試験(改修部を対象※詳細な試験範囲は監督員と協議のこと、保持時間30分)、通水試験(衛生器具等取付後)
衛生器具：試運転(排水時、跳ね出しや封水切れ等が無いか確認すること。)

換気設備工事
換気扇 風量測定、試運転(運転動作確認)、絶縁抵抗試験
制気口 風量測定(風切音確認)

凡例（改修前）

名 称	記 号	区 分	仕 様 (改 修 前)	
給水管	— — — —	屋内一般・ビット内	硬質塩化ビニルライニング鋼管	VB
		埋設・ビット内	硬質塩化ビニルライニング鋼管(外面被覆)	VD
汚水管	— — — —	主管・埋設	排水用鑄鉄管(メカニカル型)	CIP
		枝管	鉛管	LP
通気管	-----	屋内一般・ビット内	耐火二層管【※石綿含有建材として扱う】	FDPD
雑排水管	— — — —	主管(埋設・ビット内)	配管用炭素鋼鋼管(白)	SGP
		枝管	鉛管	LP
消火管	— — — — x — — — —	屋内一般	配管用炭素鋼鋼管(白)	SGP
仕切弁	— — — — 	—	—	GV
バタフライ弁	— — — — 	—	—	BV
水栓		—	水栓	—
		—	フラッシュバルブ	—
掃除口		—	湿式(防水)	COB
排水目皿		—	床用	D

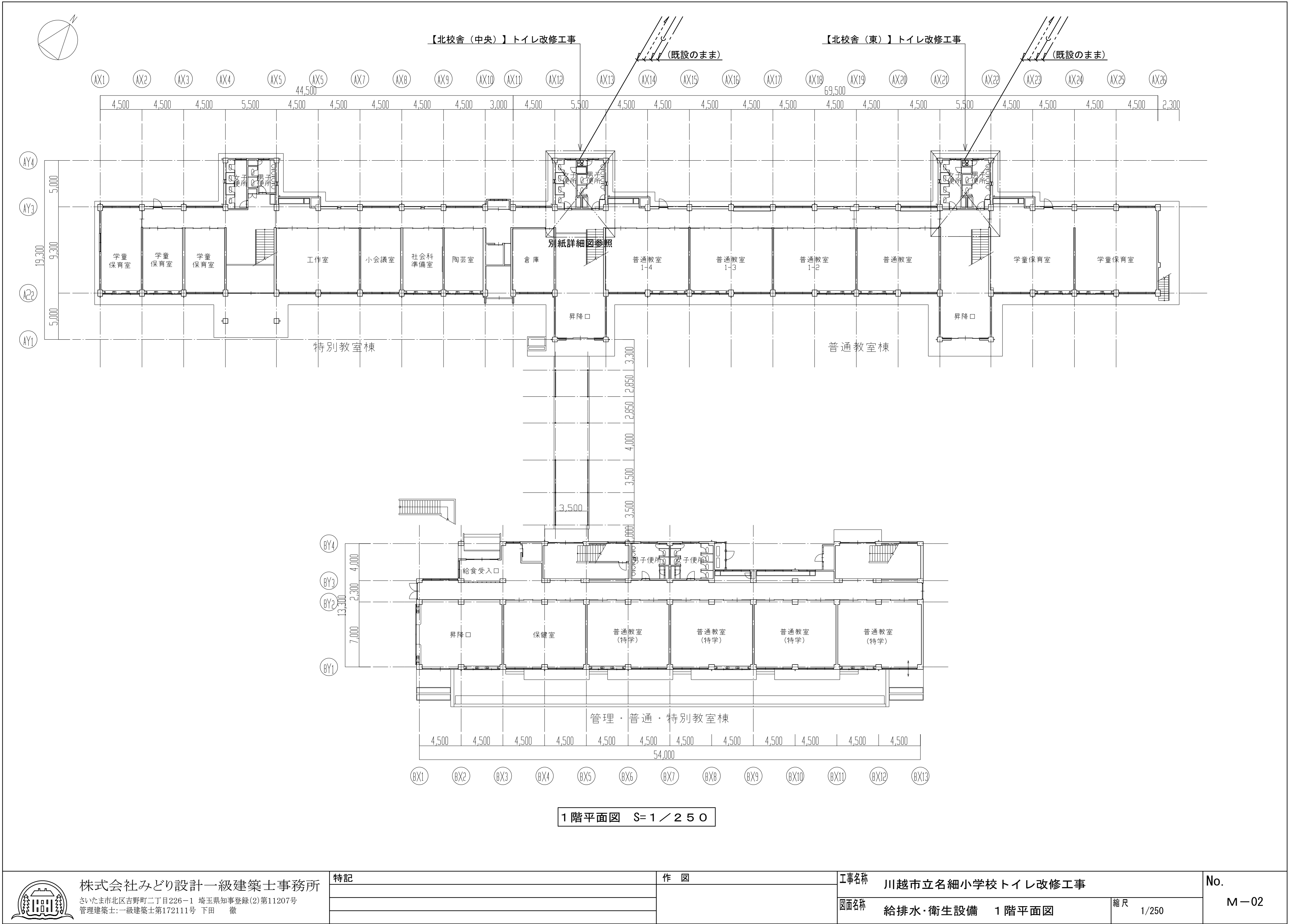
凡例（改修後）

名 称	記 号	区 分	仕 様 (改 修 後)	
給水管	— — — —	屋内一般・ビット内(30A以上)	高密度ポリエチレン管	PE
		屋内一般・ビット内(25A以下)※器具壁給水接続部	ポリブテン管(10mm保温付)	PB
		屋内一般・ビット内(25A以下)※器具床給水接続部	一般配管用ステンレス鋼鋼管(拡管式)	SUS
		屋外露出・埋設部	高密度ポリエチレン管	PE
汚水管	— — — —	屋内一般・ビット内	耐火VP 硬質ポリ塩化ビニル管	FS-VP VP
		屋外露出部	耐候性向上仕様 硬質ポリ塩化ビニル管	カラ VP
		埋設部	硬質ポリ塩化ビニル管	VU
		屋内一般・ビット内	耐火VP 硬質ポリ塩化ビニル管	FS-VP VP
雑排水管	— — — —	屋外露出部	耐候性向上仕様 硬質ポリ塩化ビニル管	カラ VP
		埋設部	硬質ポリ塩化ビニル管	VU
通気管	-----	耐火性能を要求される箇所	耐火VP	FS-VP
		屋外露出部	耐候性向上仕様 硬質ポリ塩化ビニル管	カラ VP
		その他の部分	硬質ポリ塩化ビニル管	VP
仕切弁	— — — — 	—	管端防食ねじ込み形弁(JV5)(10K)	GV
バタフライ弁	— — — — 		ウェハー形ゴムシートバタフライ弁(JISB2032)	BV
水栓		—	水栓	—
		—	フラッシュバルブ	—
掃除口		—	乾式	COA
排水目皿		—	床用	D

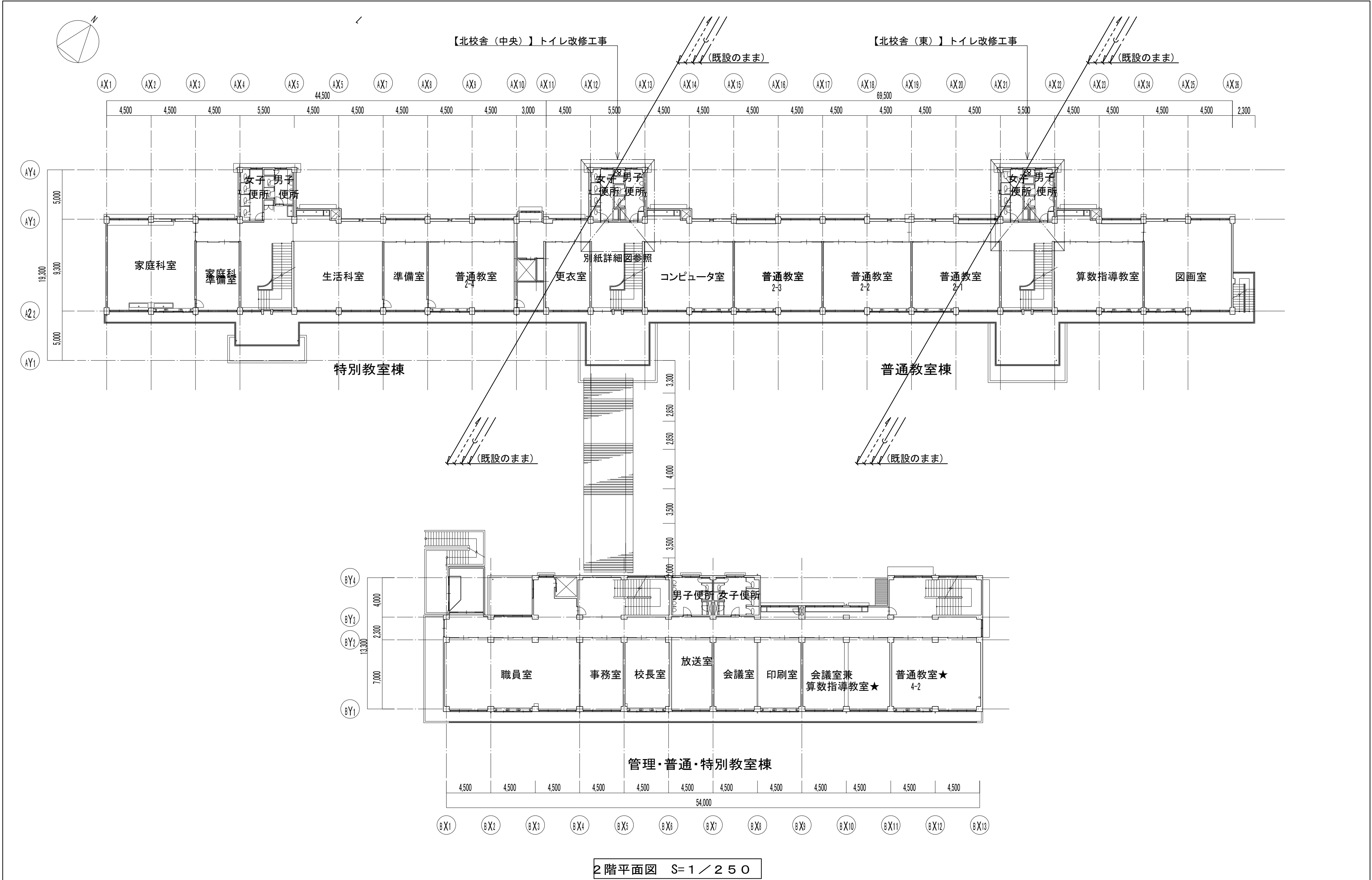
*配管の防火区画貫通部施工要領はロックウール保温材又はモルタルを充填する。

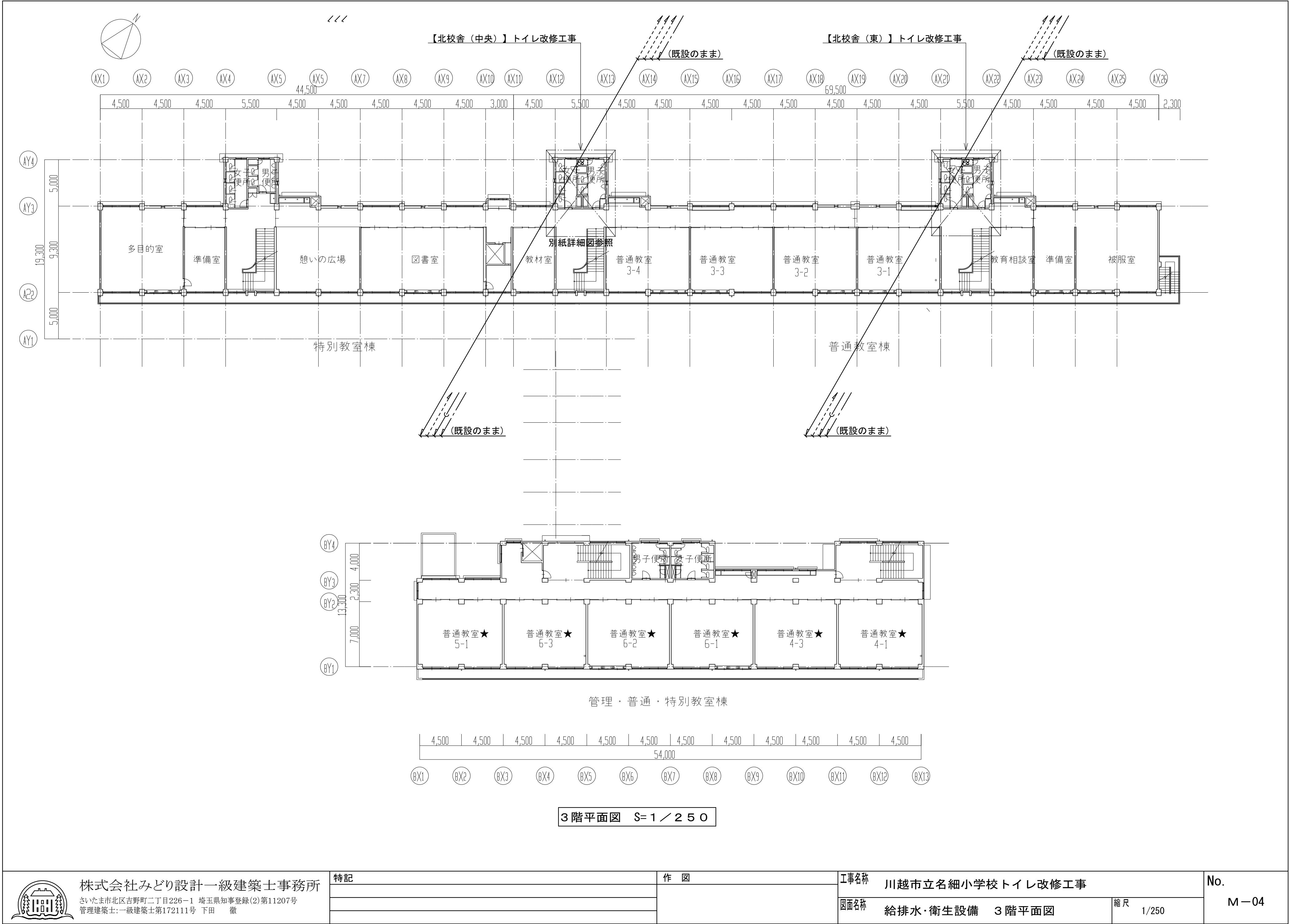
区分	施工場所	仕様	保温厚
給水管(新設)	屋外露出	合成樹脂脂カパー、保温筒(ポリスチレンフォーム)、粘着テープ	15～80A：20mm
〃	ビット内	保温筒(ポリスチレンフォーム)、粘着テープ、ポリスチレンフィルム、着色アルミガラスクロス	15～80A：20mm
〃	空腔壁中・天井内	アルミガラスクロス化粧保温筒(ポリスチレンフォーム)、アルミガラスクロス粘着テープ	15～80A：20mm
〃	屋外露出	保温筒(ポリスチレンフォーム)、粘着テープ、ポリスチレンフィルム、熔融アルミニウム亜鉛鉄板	15～80A：20mm

※高密度ポリエチレン管、ポリブテン管（10mm保温付）を採用する場合は、継手部(金属部含む)以外は保温を要しない。
※トイレ室内で露出するポリブデン管は合成樹脂脂カパー保護とする。



 株式会社みどり設計一級建築士事務所 さいたま市北区吉野町二丁目226-1 埼玉県知事登録(2)第11207号 管理建築士:一級建築士第172111号 下田 徹	特記	作 図	工事名称 川越市立名細小学校トイレ改修工事	No. M-02
			図面名称 給排水・衛生設備 1階平面図	
			縮尺 1/250	





器 具 表 (改 修 後)

器 具 名	仕様・型式・参考品番 (TOTO／LIXIL)								北校舎(中央)						小 計	北校舎(東)						小 計				合 計	備 考	
									1階		2階		3階			1階		2階		3階								
									男子 便所	女子 便所	男子 便所	女子 便所	男子 便所	女子 便所		男子 便所	女子 便所	男子 便所	女子 便所	男子 便所	女子 便所							
腰掛洋風大便器	タンク式(連続洗浄対応):床排水(CFS498BMCK／BC-P110HM) 普通便座(TC301／CF-49AT)								1		1	3	1	3	9	2		2	4	2	4	14					23	
	排水フッィスター 止水栓 他セット金具一式																											
腰掛洋風大便器	タンク式(連続洗浄対応):壁排水(CFS497BPCK／DQ-PA150PCH) 普通便座(TC301／CF-49AT)														3		4					4					7	
	止水栓 他セット金具一式																											
紙巻器	棚付二連紙巻器(YH701／CF-63HST)								1	3	1	3	1	3	12	2	4	2	4	2	4	18					30	
手すり (建築工事)	L型手すり(T114CL9R／KF-920AE70D12J)									1		1		1	3	1	1	1	1	1	1	6					9	
手すり (建築工事)	可動式はねあげ手すり(T114HK7R／KF-471EH70JU)								1		1		1		3											3		
横水栓	T200BSQ13／LF-7KR-13-U								3	3	3	3	3	3	18	3	3	3	3	3	3	18					36	



株式会社みどり設計一級建築士事務所

さいたま市北区吉野町二丁目226-1 埼玉県知事登録(2)第11207号
管理建築士:一級建築士第172111号 下田 徹

特記

作 図

工事名称

川越市立名細小学校トイレ改修工事

図面名称

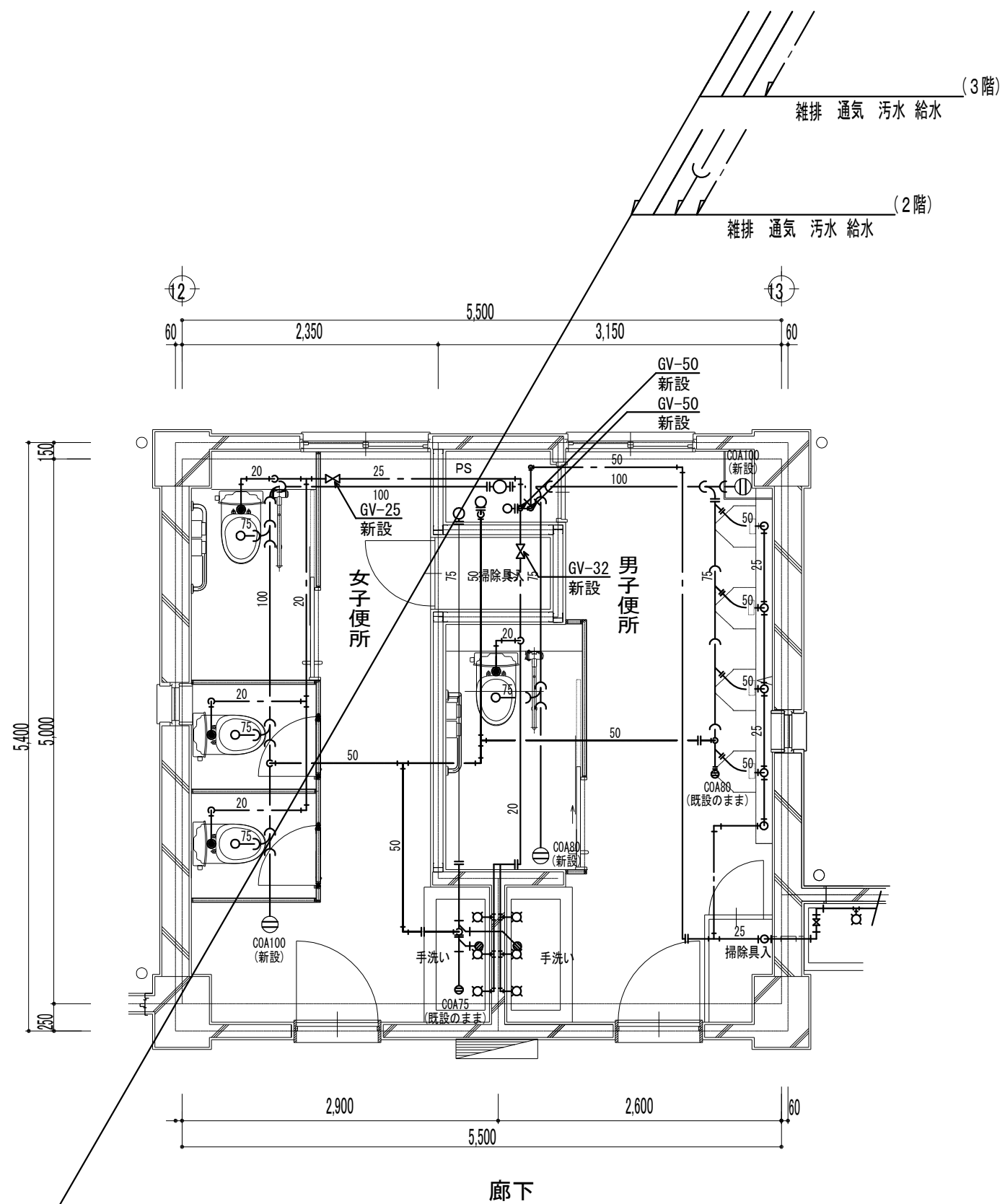
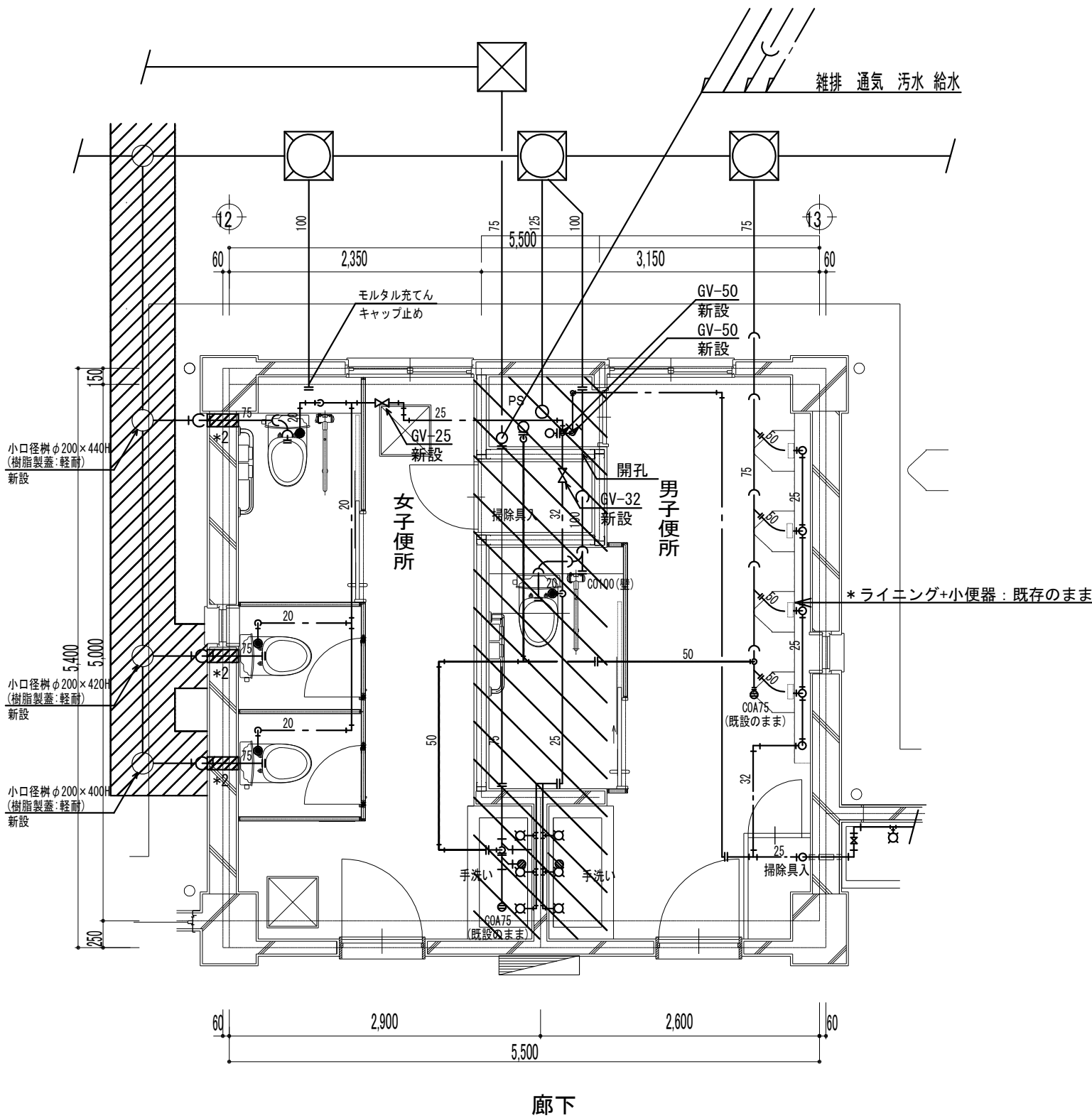
給排水・衛生設備 器具表 (改修後)

縮尺

N. S

No.

M-05



凡例

—— 既設のままを示す。(細線表記)

—— 新設を示す。(太線表記)

—— 既設に接続を示す。

☆ は天井より立上げ配管を示す。(露出配管)

*PS内の各配管は現状維持とし、PS壁外側の各配管を撤去とする。

*特記なき限り、床下(ピット内及び下階天井)配管とする。

*室内露出配管(横引き、立上げ、立下げ)は合成樹脂カバー保護とする。

*原則、既設配管継手より新設とし、既設ねじ接合部が著しく劣化している等、再利用が困難な場合に限り、加減管継手新設(用途にあわせたもの)とする。

*配管材料は特記仕様書を参照とする。

凡例：貫通孔

*1 150φ

*2 125φ

*3 100φ

*4 75φ

*5 50φ

□ 壁貫通部(既設)

▨ 壁貫通部(新設)

*地下外壁貫通壁スリーブは止水処理を施すこと。

*壁貫通部はモルタル補修のこと。

器 具	シンボル	概 要	1階		2階		3階		合計
			女	男	女	男	女	男	
和便器									
洋便器		器具及び接続配管新設	3	1	3	1	3	1	12
小便器		器具及は、取外し・再設置。 ライニングは、既存のまま使用する。		4		4		4	12
手洗器		蛇口のみ交換	3	3	3	3	3	3	18
掃除流し									

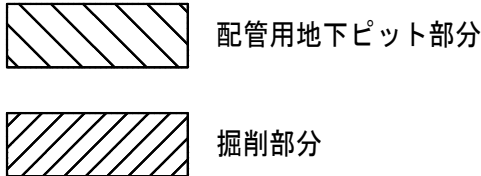
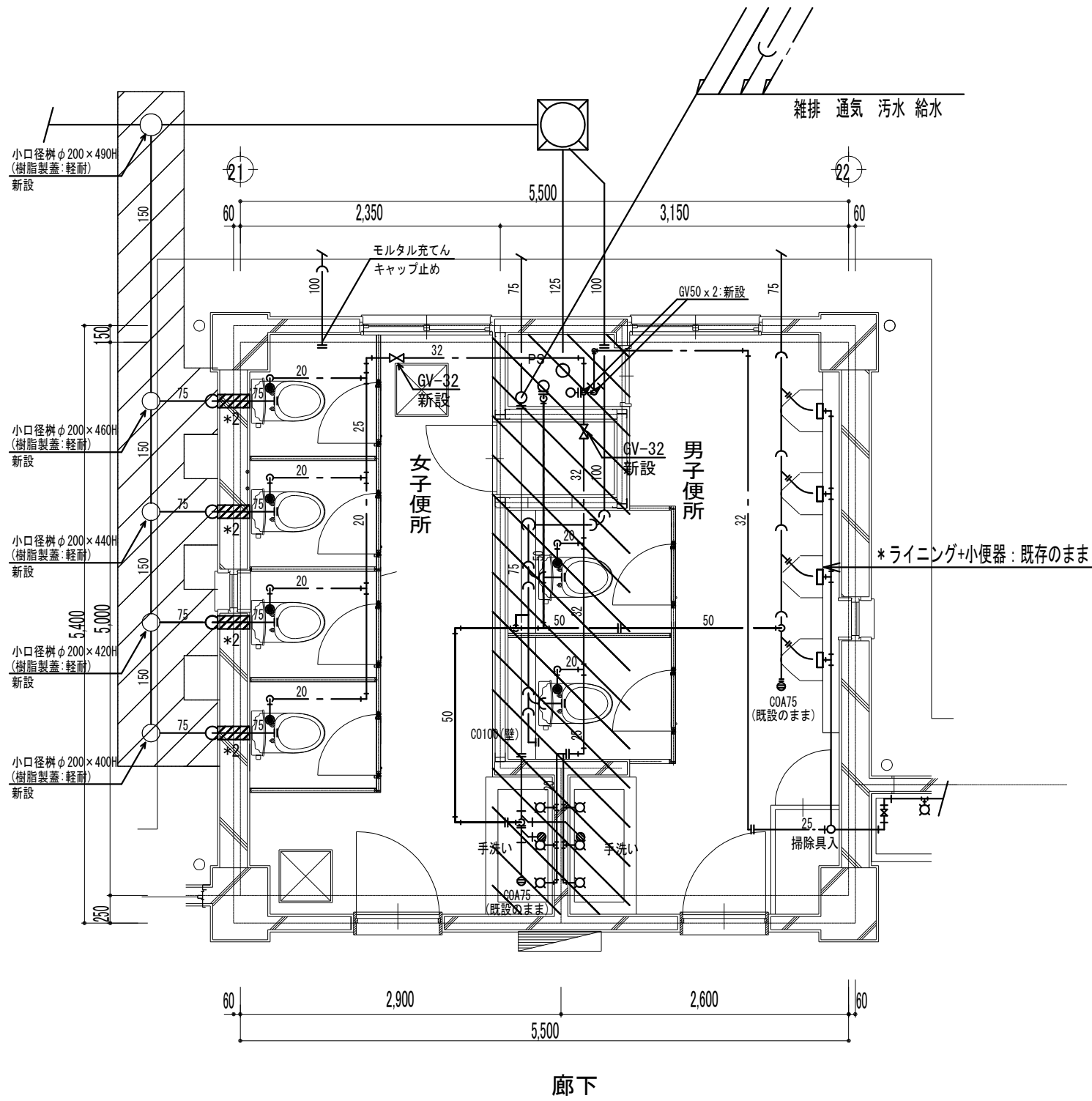
特記

①給排水設備改修：横引き配管撤去新設（PS内竖管は残置）

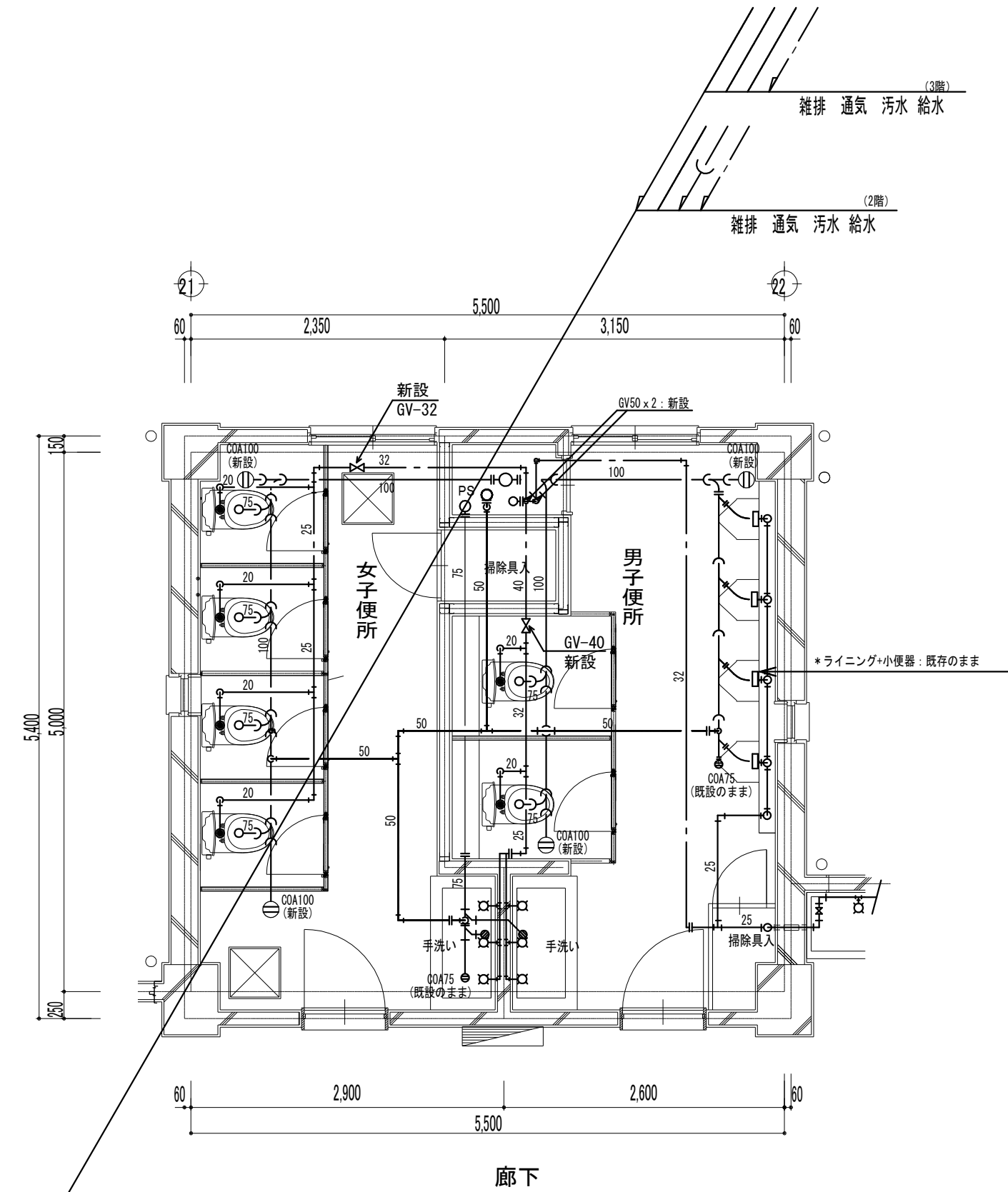
②衛生器具改修：撤去新設（和便器は洋便器に改修）

③排水管：既設横引配管撤去、床下で新設配管に接続、新規位置に立ち上げ、掃除口は撤去・新設、床排水金物は撤去。

④給水管：既設横引配管撤去、床下で新設配管に接続、新規立ち上げ、新設バルブに接続。



1階平面詳細図 S=1/50



2、3階平面詳細図 S=1/50

凡例

—— 既設のままを示す。(細線表記)

—— 新設を示す。(太線表記)

—— 既設に接続を示す。

☆ は天井より立上げ配管を示す。(露出配管)

*PS内の各配管は現状維持とし、PS壁外側の各配管を撤去とする。

*特記なき限り、床下(ピット内及び下階天井)配管とする。

*室内露出配管(横引き、立上げ、立下げ)は合成樹脂カバー保護とする。

*原則、既設配管継手より新設とし、既設ねじ接合部が著しく劣化している等、再利用が困難な場合に限り、加加管継手新設(用途にあわせたもの)とする。

*配管材料は特記仕様書を参照とする。

凡例：貫通孔

*1 150Φ

*2 125Φ

*3 100Φ

*4 75Φ

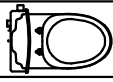
*5 50Φ

□ 壁貫通部(既設)

▨ 壁貫通部(新設)

*地下外壁貫通壁スリーブは止水処理を施すこと。

*壁貫通部はモルタル補修のこと。

器 具	シンボル	概 要	1階		2階		3階		合計
			女	男	女	男	女	男	
和便器									
洋便器		器具及び接続配管新設	4	2	4	2	4	2	18
小便器		器具は、取外し・再設置。 ライニングは、既存のまま使用する。		4		4		4	12
手洗器		蛇口のみ交換	3	3	3	3	3	3	18
掃除流し									

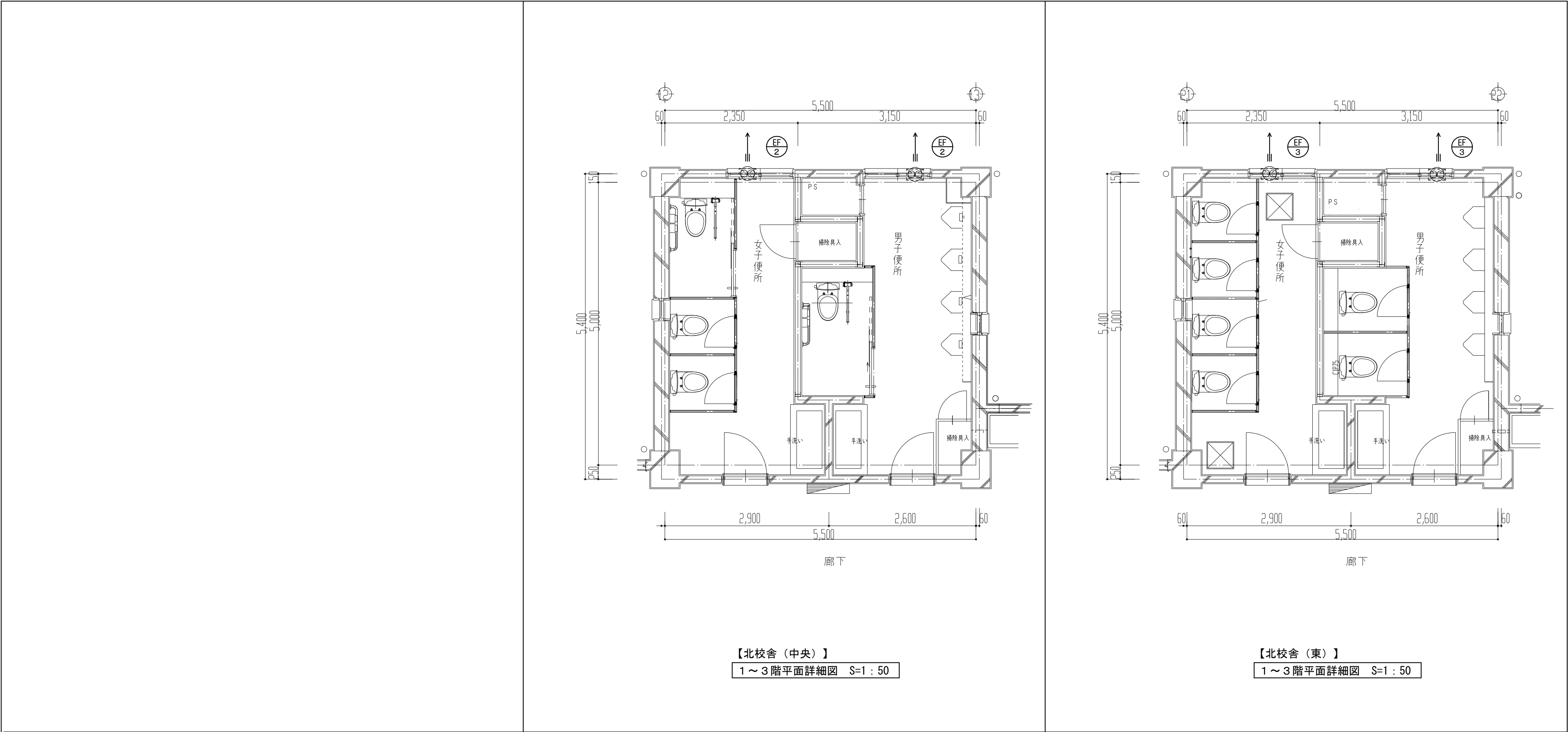
特記

①給排水設備改修：横引き配管撤去新設（PS内竖管は残置）

②衛生器具改修：撤去新設（和便器は洋便器に改修）

③排水管：既設横引配管撤去、床下で新設配管に接続、新規位置に立ち上げ、掃除口は撤去・新設、床排水金物は撤去。

④給水管：既設横引配管撤去、床下で新設配管に接続、新規立ち上げ、新設バルブに接続。



換気計算（改修後）								
校舎	階	室名	面積	天井高	容積	換気回数		設計風量
			Af	h (m)	Vf (m3)	換気回数 n (回/h)	換気量 V=n・Vf (m3/h)	
北校舎 （中央）	1～3	男子便所	14.35	2.61	37.46	10	375	400
	1～3	女子便所	14.49	2.61	37.82	10	379	400
北校舎 （東）	1～3	男子便所	14.35	2.61	37.46	10	375	400
	1～3	女子便所	14.49	2.61	37.82	10	379	400

換気 機器表 【新設】								
記号	階	設置場所	型式	仕様			数量	参考機種
				口径 φ	風量 CMH	電気 W		
								EX-25SC4 P-25CVSDK5 P-25HW6 P-25KSD2 (三菱電機)
EF 2	1～3	(中央)	壁埋込み 格子	250	450m3/hr	31.5W(100V)	6	
EF 3	1～3	(東)	壁埋込み 格子	250	450m3/hr	31.5W(100V)	6	
注記 1. SUS製ウェザーカバーは換気扇1個に付1個 2. 1～3階：SUS製防虫網								

凡例
—— 新設機器を示す。（太線表記）

器 具 表 (改 修 前)

器 具 名	仕様・型式・参考品番								北校舎(中央)						小計	北校舎(東)						小計					合計	備 考
									1階		2階		3階			1階		2階		3階								
									男子便所	女子便所	男子便所	女子便所	男子便所	女子便所		男子便所	女子便所	男子便所	女子便所									
		男子便所	女子便所	男子便所	女子便所	男子便所	女子便所		男子便所	女子便所	男子便所	女子便所	男子便所	女子便所		男子便所	女子便所											
和風大便器	和風便器、FV、洗浄管、耐火カパー、紙巻器他付属品共								2	4	2	4	2	4	18	2	3	2	3	2	3	15					33	
洋風腰掛便器	小児用、FV、紙巻器他付属品共																1		1		1	3					3	
小便器	床置型、手動FV、洗浄管他付属品共								4		4		4		12	4		4		4		12					24	
	U307C																											
水栓	横水栓								3	3	3	3	3	3	18	3	3	3	3	3	3	18					36	



株式会社みどり設計一級建築士事務所

さいたま市北区吉野町二丁目226-1 埼玉県知事登録(2)第11207号
管理建築士:一級建築士第172111号 下田 徹

特記

作 図

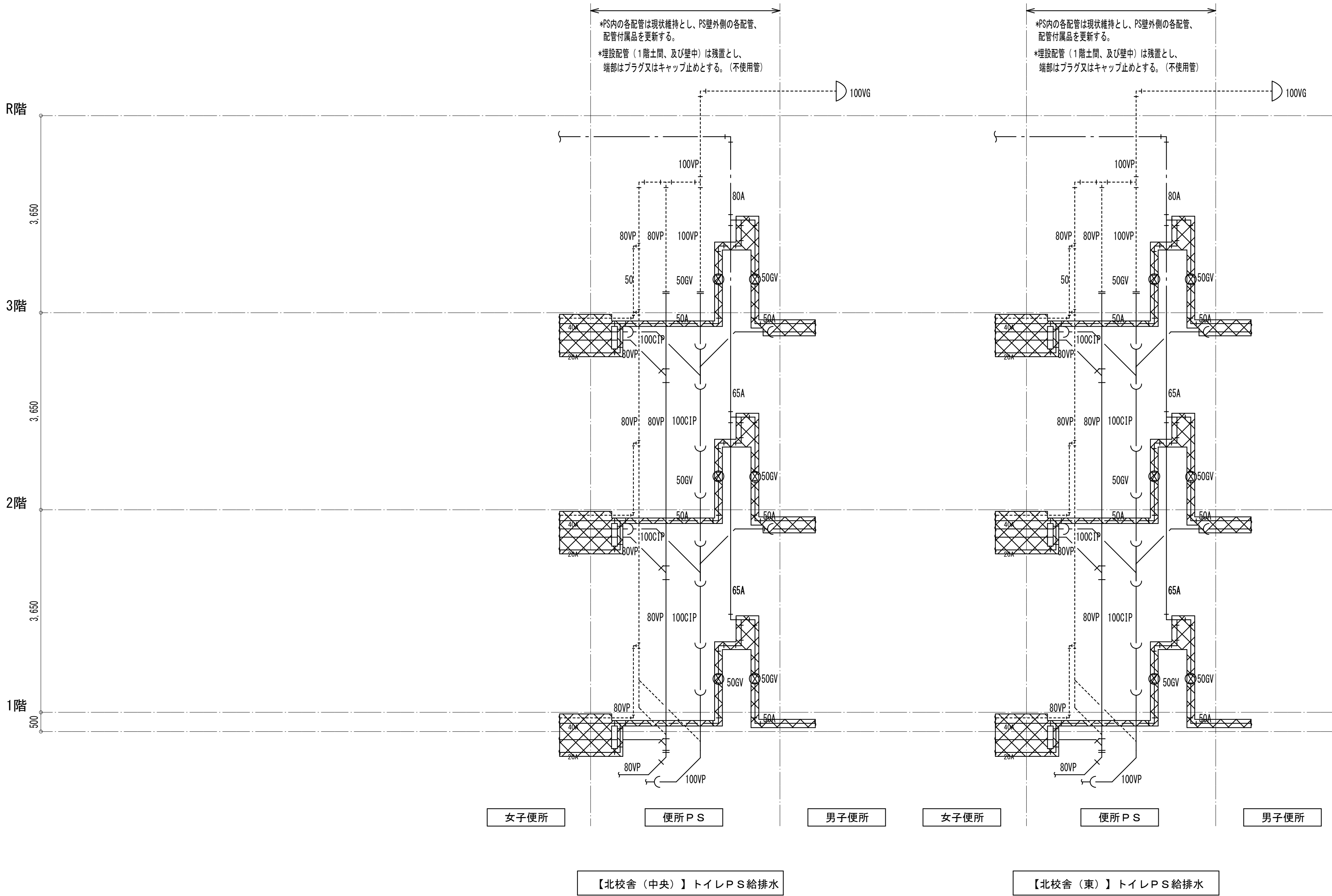
工事名称	川越市立名細小学校トイレ改修工事
図面名称	給排水・衛生設備 器具表（改修前）

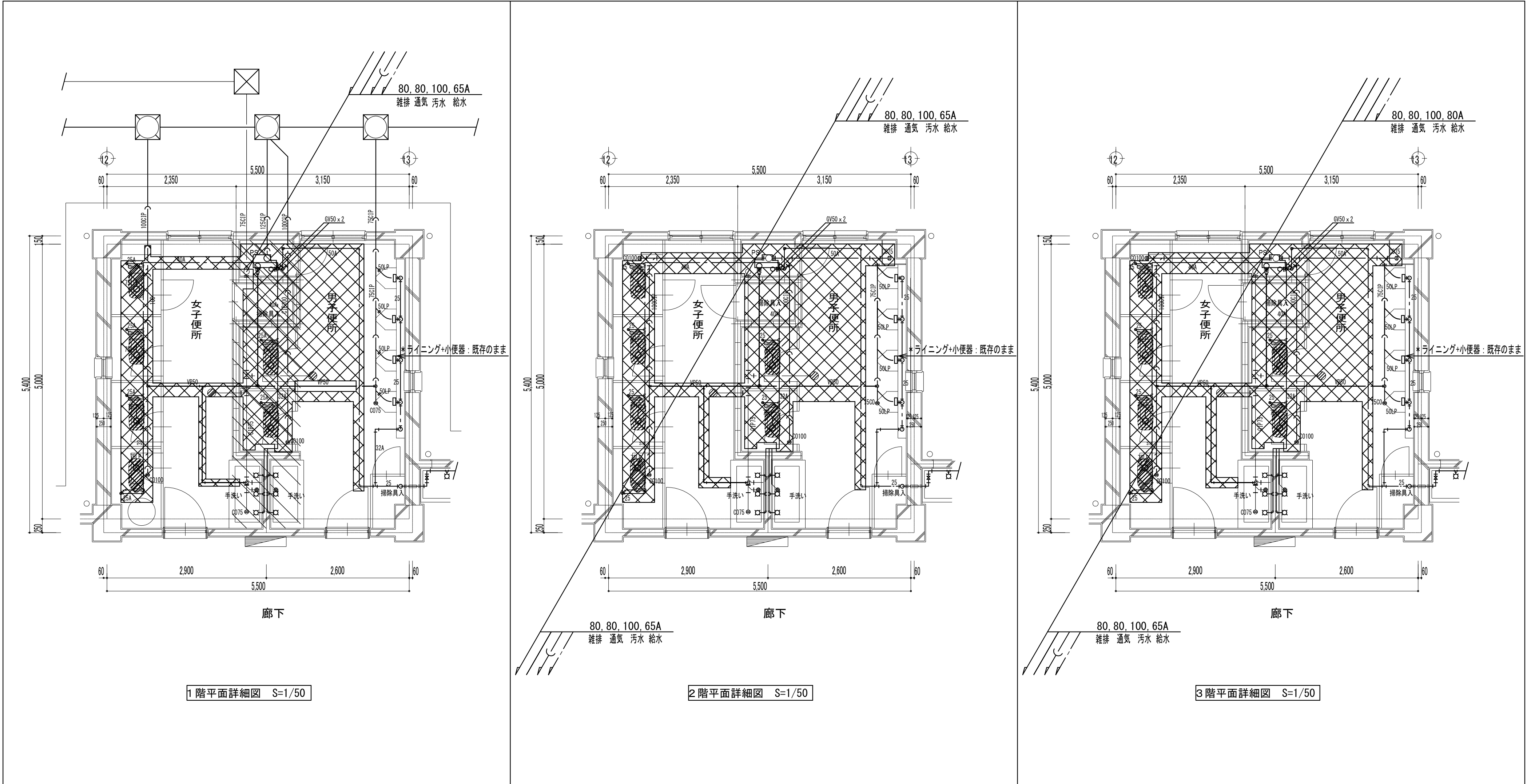
縮尺 N. S

No.

M-10

凡例
撤去する配管、配管付属品の部分を示す
*配管材料は特記仕様書を参照とする。





凡例

撤去する配管、配管付属品の部分を示す。

*PS内の各配管は現状維持とし、PS壁外側の各配管を撤去とする。

*埋設配管(1階土間、及び壁中)は残地とし、端部はプラグ又はキャップ止めとする。(不使用管)

*原則、既設配管継手より撤去とし、コンクリート埋込み部等の配管など、全撤去が困難な箇所に関り切断撤去とする。

*既設床上掃除口、既設排水目皿を撤去後は穴埋めを行うこと。

*配管材料は特記仕様書を参照とする。

凡例：貫通孔

*1 150Φ

*2 125Φ

*3 100Φ

*4 75Φ

*5 50Φ

壁貫通部 (既設)

壁貫通部 (新設)

*地下外壁貫通壁スリーブは止水処理を施すこと。

*壁貫通部はモルタル補修のこと。

器 具	シンボル	概 要	1階		2階		3階		合計
			女	男	女	男	女	男	
和便器		器具及び接続配管撤去	4	2	4	2	4	2	1 8
洋便器		器具及び接続配管撤去							
小便器		器具及は、取外し・再設置。 ライニングは、既存のまま使用する。		4		4		4	1 2
手洗器		蛇口のみ交換	3	3	3	3	3	3	1 8
掃除流し									

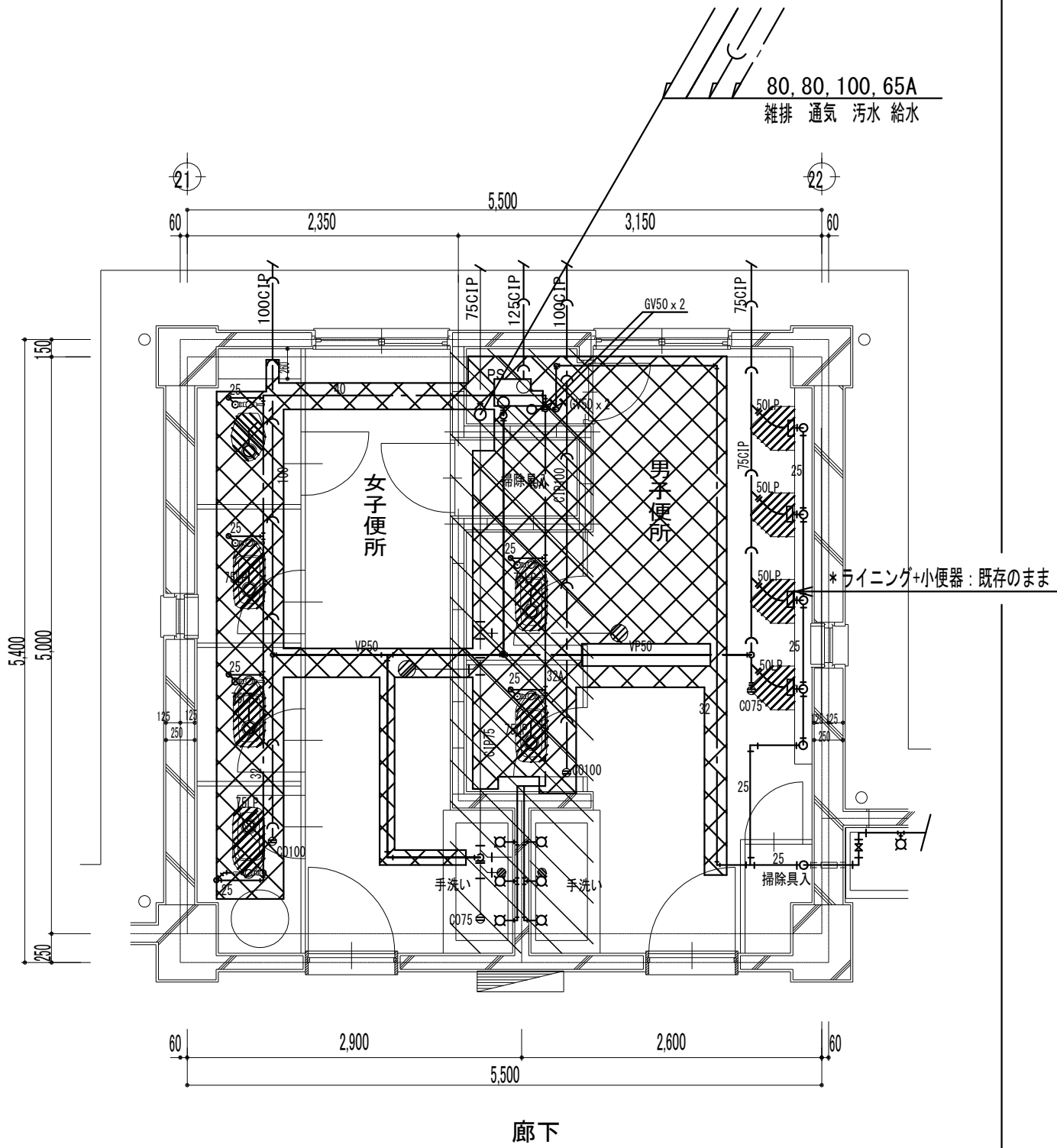
特記

①給排水設備改修：横引き配管撤去新設（PS内竖管は残置）

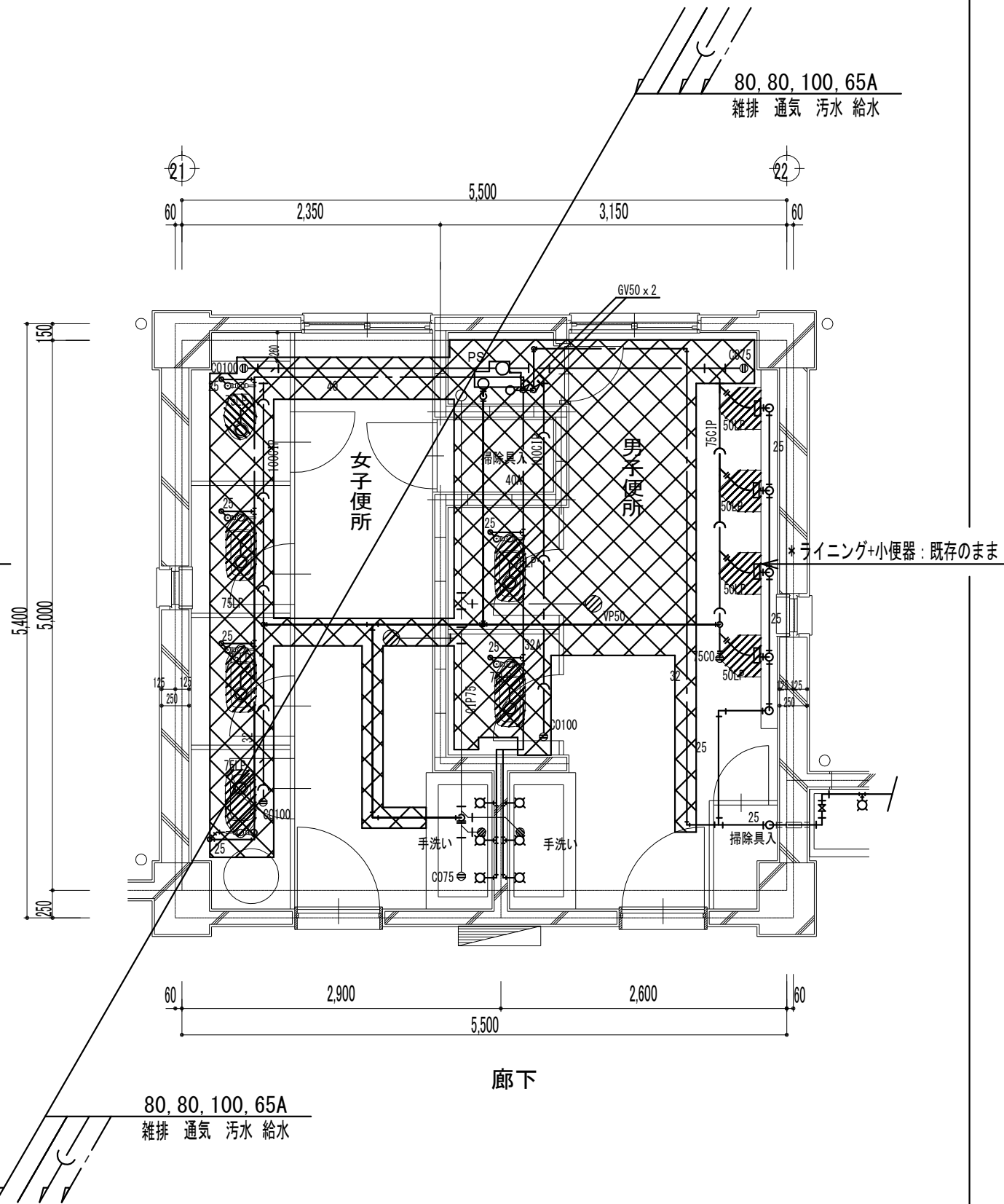
②衛生器具改修：撤去新設（和便器は洋便器に改修）

③排水管：既設横引配管撤去、床下で新設配管に接続、新規位置に立ち上げ、掃除口は撤去・新設、床排水金物は撤去。

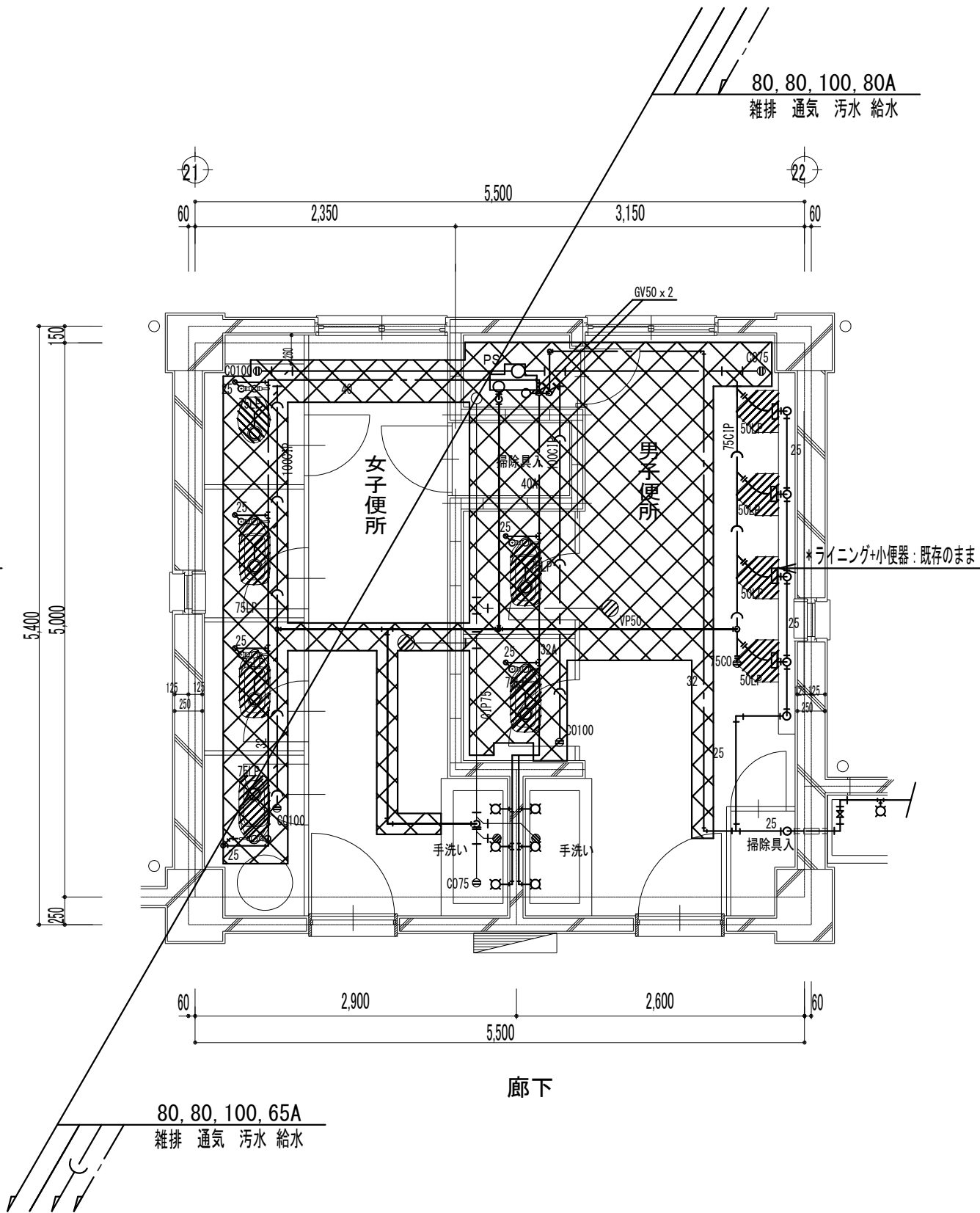
④給水管：既設横引配管管撤去、床下で新設配管接続し、新規立ち上げ、新設バルブに接続。



1 階平面詳細図 S=1/50



2 階平面詳細図 S=1/50



3 階平面詳細図 S=1/50

凡例

撤去する配管、配管付属品の部分を示す。

*PS内の各配管は現状維持とし、PS壁外側の各配管を撤去とする。

*埋設配管(1階土間、及び壁中)は残地とし、端部はプラグ又はキャップ止めとする。(不使用管)

*原則、既設配管継手より撤去とし、コンクリート埋込み部等の配管など、全撤去が困難な箇所に限り切断撤去とする。

*既設床上掃除口、既設排水目皿を撤去後は穴埋めを行うこと。

*配管材料は特記仕様書を参照とする。

凡例：貫通孔

- *1 150Φ
- *2 125Φ
- *3 100Φ
- *4 75Φ
- *5 50Φ

壁貫通部（既設）

壁貫通部（新設）

*地下外壁貫通壁スリーブは止水処理を施すこと。

*壁貫通部はモルタル補修のこと。

器 具	シンボル	概 要	1階		2階		3階		合計
			女	男	女	男	女	男	
和便器		器具及び接続配管撤去	3	2	3	2	3	2	1 5
洋便器		器具及び接続配管撤去	1		1		1		3
小便器		器具及び接続配管撤去 (身障者手摺撤去*各階1)		4		4		4	1 2
手洗器		蛇口のみ交換	3	3	3	3	3	3	1 8
掃除流し									

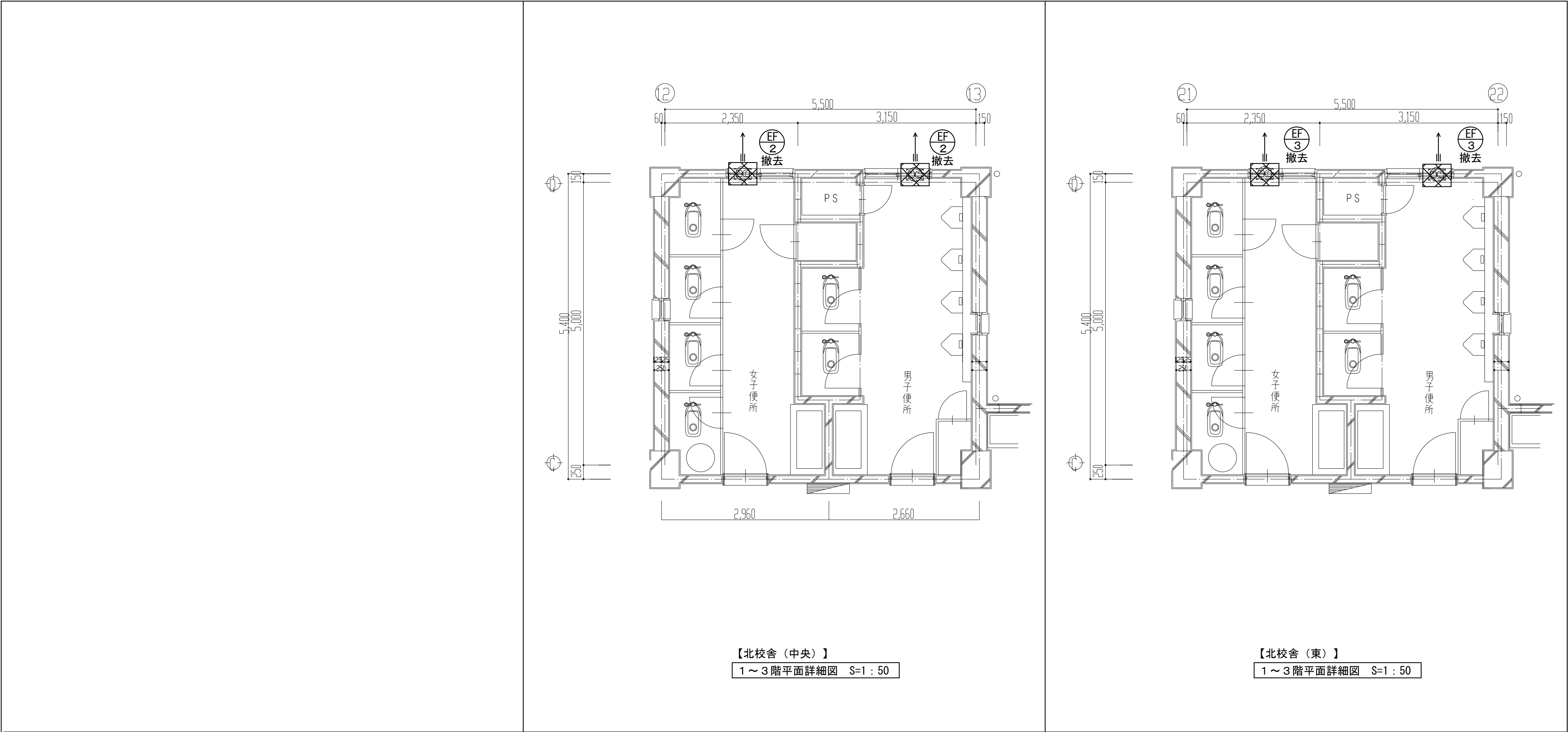
特記

①給排水設備改修：横引き配管撤去新設（PS内堅管は残置）

②衛生器具改修：撤去新設（和便器は洋便器に改修）

③排水管：既設横引配管撤去、床下で新設配管に接続、新規位置に立ち上げ、掃除口は撤去・新設、床排水金物は撤去。

④給水管：既設横引配管撤去、床下で新設配管接続し、新規立ち上げ、新設バルブに接続。



凡例
撤去する機器の部分を示す。
*7-ﾄﾞ、躯体埋込部のｸﾞｯﾄﾞは既設のまま(再使用)とする。

換気 機器表 【撤去】								
記号	階	設置場所	型式	仕様			数量	参考機種
				口径 ϕ	風量 CMH	電気 W		
EF 2	1～3	(中央)	壁埋込み 格子	250		100V	6	
EF 3	1～3	(東)	壁埋込み 格子	250		100V	6	
注記								